

## 厚岸町議会 第1回定例会

平成28年3月9日  
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
  
- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
  
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、佐々木 治議員、10番、杉田議員を指名いたします。
  
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
はじめに、4番、石澤議員の一般質問を行います。  
4番、石澤議員。
  
- 石澤議員 おはようございます。  
さきに提出した通告書に従って質問いたします。  
1番、未来創生総合戦略について。  
国の総合戦略では、政策素案の企画実行に当たっての基本方針として、従来の政策の検証を出していますが、町は、総合戦略に当たり、町の従来政策の検証は行いましたか。  
まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則が出されているが、町長は、具体的に何を中心に行っていくのか伺いたいと思います。  
次に、T P Pについて。  
道のT P Pの影響試算額をどう見るのか。本町の影響額についての試算はしているのですか。  
町として、町民を対象としたT P P学習会などの取り組みを行うべきと思うが、どうですか。  
合意テキストの中で、T P P委員会は、自由化の水準引き上げを進めるとされており、今後、地方公共団体の契約行為も市場開放の対象とされる可能性は否定できないと思います。町として、労働者保護にもなる公契約条例を制定する必要があると思いますが、どうですか。  
自然エネルギーについて。  
バイオマス・太陽光・風力などの電気や熱の地産地消による地域内経済効果を図る取り組みはどうなっていますか。  
これで1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の未来創生総合戦略についてのうち、初めに、国の総合戦略では、政策素案の企画実行に当たっての基本方針として、従来の政策の検証を出しているが、町は総合戦略の策定に当たり、町の従来政策の検証は行ったのかについてであります。国の総合戦略では、地方の人口流出や少子化に歯どめがかかっていない要因として、府省庁・制度ごとの縦割り構造、地域特性を考慮しない全国一律の手法、効果検証を伴わない表面的な施策、短期的な成果を求める施策であったことを挙げております。

町の総合戦略の策定に当たり、従来の個々の施策検証は行っておりませんが、昨年度の第5期厚岸町総合計画の後期行動計画策定時に行った前期行動計画の施策評価や、3カ年実施計画策定時の事業評価を生かしながら、国が示した検証を踏まえ、縦割りの施策立案とならないよう、関係課が連携した体制での素案検討を行ってきたところであります。

さらに、総合戦略では、施策の効果検証を行うための指標を設定し、毎年度、指標の達成度などにより、施策を評価点検する進行管理を行った上で、必要に応じて施策や取り組みを見直すこととしております。

次に、まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則が出されているが、町長は具体的に何を中心に行っていくのか伺いたいについてであります。国は、地方創生に関連する施策を展開する上で、五つの政策原則に基づくことが必要であるとしております。

その政策5原則は、一つ目に、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる自立性。二つ目に、地方が自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組むことを支援する将来性。三つ目に、各地域の実態に合った施策を支援し、国は、支援の受け手側の視点に立って支援する地域性。四つ目に、最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する直接性。最後に、P D C Aメカニズムのもと、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する結果重視であります。

これらの政策5原則は、国の施策を展開する上での原則であることから、一概にその全てがそのまま地方自治体の施策展開に当てはまることにはなりません。その趣旨を踏まえて、町の総合戦略の策定に取り組んでおります。

その中で最も重視すべき将来性であります。

政策5原則の将来性では、国が重点を置いて支援する施策として、活力ある産業の維持・創出・中山間地域等において、地域のきずなの中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組みなどを含むとしており、町の総合戦略においては、町政執行方針でも述べさせていただいたとおり、町の元気の源である第1次産業の振興と、将来を担う子どもたちへの支援を重点的に取り組み、将来も夢と希望を持って暮らし続けられる町を目指して、未来への確かな道筋を示していきたいと考えております。

続いて、2点目のT P Pについてのうち、初めに、道のT P Pの影響額試算をどう見るか。本町の影響額について試算しているかについてであります。北海道の影響試算については、農林水産物の生産額への影響を取りまとめたものであり、先月17日、T P

Pが発効した場合、関税の撤廃や削減で道内の農林水産物の生産額が402億円から598億円減少するとの試算を公表いたしました。この試算は、昨年12月、政府が国全体の農林水産物の生産額が約1,300億円から約2,100億円減少するとした算出方法を用いて北海道がまとめたものであります。いずれも、生産量は維持できるものとの前提で試算されており、生産減による関連産業への影響などは分析されておりません。

また、最大258億円の生産額減少が見込まれる牛乳乳製品については、道内で生産される生乳の8割が乳製品の原料にもなっており、輸入乳製品の増大は、生乳の価格下落や酪農家の収入減を招き、離農を加速させるおそれがあるのではと懸念しているところであります。

本町の影響額の試算については、さきの12月定例会で、段階的な関税削減やセーフガードの設定、為替の影響などから、影響額の算出は困難な現状であるとお答えいたしました。しかし、国や北海道から、それぞれ影響額試算が公表されましたので、このたび北海道の算出方法に倣い、本町の影響額の試算を行いました。

まず、農畜産物についてであります。牛乳乳製品に関しては、農林水産省による平成25年の牛乳乳製品統計などのデータ諸元をもとに、チーズ、バター、脱脂粉乳、生クリームなど5項目に分別し、影響額を試算しますが、このデータの諸元は、各都道府県となっており、市町村別のデータが公表されていないために試算ができない状況にあります。

また、本町における生乳販売は、ホクレンに一元出荷されており、各乳業メーカーへの販売量と仕向量調整はホクレンが行っているため、農協が調整できる状況ではなく、試算に必要な5項目の数量がどのくらいかも把握できないことから、影響額の試算ができない状況にあります。

牛肉に関しては、農林水産省による平成25年の畜産物流通統計などのデータ諸元をもとに試算しますが、このデータ諸元は、食肉卸売市場調査、と畜場統計調査における各都道府県別の枝肉生産量となっており、本町の枝肉生産量を把握できないため、影響額の試算は困難な状況にあります。

次に、水産物についてであります。サケ・マスやサバ、イワシ、ホタテ、イカ等の主要魚種について、平成25年の北海道水産現勢における本町の水揚げ量をもとに試算すると、約2,000万円から4,000万円の影響となりますが、本年1月からロシア200海里水域における流し網漁が禁止され、水揚げ量が減少することから、本町における影響額は約1,000万円から2,000万円になるものと予想されます。この額は、平成27年の厚岸漁業協同組合地方卸売市場の取扱額、約57億円の0.19%から0.37%に相当いたします。

次に、林産物について、北海道のT P Pの影響額試算では、合板などで、生産額197億円のうち、約6%の12億円が減少するとされております。また、製材では、生産額143億円のうち、約5%の7億円が減少するとされております。

なお、厚岸町での影響額試算は行っていませんが、道産材の価格の低下やシェアの減少などによる影響があるものと思われま。

次に、町として、町民を対象としたT P P学習会などの取り組みは行うべきと思うが、どうかについてであります。T P Pによる影響がマスコミ等でクローズアップされる一方、その影響を最小限に食い止め、力強い農林水産業をつくり上げるため、政府が万

全の方策を講じるとして、昨年の11月25日に、総合的T P P 関連政策大綱が決定され、それを受けて、今後、活力ある漁業、農業の振興を図る取り組みについて、厚岸漁業協同組合と釧路太田農業協働組合において検討中であり、私としては、こうした取り組みを踏まえ、具体的にどのような影響が町内にもたらされるか見きわめることにより、町民に伝えるべきことも明らかになってくるものと考え、現段階においては、町民向け学習会などを行う予定はありません。

次に、公契約条例を制定する必要があると考えるがどうかについてであります。

昨年11月に北海道が中間取りまとめしたT P P 協定交渉大筋合意に伴う北海道への影響では、政府調達機関の市町村への拡大による入札事務の増加等が懸念されていたが、制度の変更が求められる合意内容ではないことから、特段の影響はないものと考えられるとされており、現段階では、ご質問にある労働者保護にもなる公契約条例というような条例制定の考えはありません。

続いて、3点目の自然エネルギーについて、バイオマス、太陽光、風力などの電気や熱の地産地消による地域内経済効果を図る取り組みはどうなっているのかについてであります。

最初に、バイオマスについては、家畜ふん尿の処理が酪農経営において大きな負担となっている中、係る処理経費や労力の軽減、悪臭や環境汚染対策の効果的な手法の一つとして、バイオマス発電プラントの導入について、釧路太田農業協働組合とともに、事務担当者レベルで検討を進めさせております。

具体的には、昨年10月から厚岸町内の家畜ふん尿を活用したバイオマス発電プラント建設に興味を示す企業の協力をいただきながら、先進事例の勉強や必要な条件整備、事業化に当たっての課題などの検討を行い、別海町のバイオガス発電施設の視察や、参考となるフォーラムへも積極的に参加させてきたところであります。

しかし、バイオガス発電プラントの導入は、酪農家の皆さんの理解と協力があって成り立つ事業であるため、釧路太田農業組合では、昨年11月下旬に開催した地区別懇談会の中で、現在の検討状況などについての説明を行ったと聞いております。

今後も釧路太田農業組合などと連携しながら、酪農家の望む形でのバイオマスエネルギーの有効活用について検討を進めてまいります。

木質バイオマスのエネルギー利用について、釧路管内の7町村で構成する地域づくり広域プロジェクトにおいて実施した先進地視察への参加、さらには、釧路市で開催されたバイオマス利活用に関する意見交換会などに参加するなど、道内の先進事例の情報収集に努めているところであります。

道内の木質バイオマスエネルギーの利用は、主にペレットやおがくずを燃料とする木質ボイラーを導入した施設での利用であります。厚岸町においても、公共施設での導入に当たっては、木質ボイラーや建屋・サイロなど施設整備に係る初期費用、さらに定期点検やメンテナンス費用などが多額のため、地域内での経済効果を含めて、導入が可能であるか、さらに検討を行ってまいりたいと考えております。

太陽光につきましては、太陽光発電システム設置奨励事業により、町内一般家庭における太陽光発電の普及を図っており、平成25年度で11件で60.68キロワット、平成26年度で6件で36.24キロワット、平成27年度で7件で30.48キロワットの太陽光発電システム

が設置されております。

町としては、さらに普及を促進させたく、平成28年度においても設置奨励予算案を本定例会に提出しているところであります。

また、いわゆる大規模太陽光発電所としては、これまで町内に2カ所合わせて2.91メガワットの発電規模を有しております。

風力発電については、過去にも同様のご質問を受けておりますが、住民コンセンサスや採算性などの課題があり、現状においても、当面、利活用を見合わせている状況であります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、ひと・まち・しごと総合戦略のことですけれども、昨年度の第5期総合戦略計画制定時に行った前期行動計画の施策評価や3カ年の事業の評価を生かしながら検証しているのので、厚岸町としては、従来の政策検証は行っていないということでした。

それで、私たちは、第5期総合戦略とか今回の未来創生戦略というのは、議員であるおかげで、いろいろ見せてもらうことができるのですけれども、第5期総合計画ができ上がったときも、これはそれぞれの町民にきちっと内容を説明して、皆さんの意見とか、そういうものはもらったのでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 第5期総合計画の後期行動計画を策定するに当たりましては、広く町民の意見を聴取するために、パブリックコメントという手法をとりまして、事前にその素案を公開した上で、意見を取りまとめた上で策定したものでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 パブリックコメントって、今回も出ていましたね、流されていました。置いてあるから、見て意見くださいという感じだったのですけれども、今回の未来創生総合戦略というのは、これからの厚岸の10年、20年、100年ぐらい見据えた計画だと思うのです。それで、そのためには、こういうのができましたよ。皆さん、これでやっていきますよではなくて、やっぱりこの内容をきちっとみんなの中に戻していかないと、それぞれの地域があると思うのです。ですから、ひと・まち・しごう創生総合戦略、国の出した概要がありますが、この中でも、上からトップダウン方式ではなくて、きちっと地方に入って、地域に入って、それぞれの地域から声を求めて、つくり上げていかないとだめだというふうに思うのですけれども、いつもいろいろな条例とかが出てくるときもそうなのですが、選ばれるというのか、審議委員になった人とか、それから、それぞれの

代表の人とかが集まってきて、その中で話し合っ、大体内容が決まって、決まったよ、これですよと町民に渡しますけれども、本当にこれを読んで、自分の町のことと考える人が何人いるのかなと思うのですが、その辺どのように捉えていますか。

それから、本当に小さな地域、例えば昔の小学校区ぐらいの単位で、きちっと皆さんの意見とか、その地域をどうしたいかというのを引き上げていかないと、この総合プランというのは、だだの文書にただけのものになるような気がするのです。それでは、これからの厚岸をつくっていくためには、今回は本当に腹を据えて、今まで腹を据えていないとは思いませんけれども、しっかりとしたものをつくり上げていかなければならないと思うのです。それをしないと、子どもたちも含めてですけれども、未来がないのかなと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） このたびの総合戦略につきましては、総合戦略を策定するに当たっては、人口ビジョン、これも総合戦略の一部ではあるのですが、現在は2015年でありますけれども、2040年、これは25年後です。それから2060年、これは45年後ということで、非常に長い期間を想定して、人口がどう推移していくのかということを見据えた上での、5年間どういうことを取り組むかということです。それを決めたということです。総合計画においても、全体は10年計画ですけれども、5年ごとに見直しするというようになっております。

くしくも、第5期総合計画の後期行動計画の期間の5年と、未来創生総合戦略の期間は同じでございます。ですから、検証自体は、総合計画の検証でしたということで取り扱いさせていただいているということで、何もやっていないということではございません。それは、町長の答弁にあったとおりでございます。やっている。

それで、その上での話なのですが、これは、策定した後に進行管理をするということも明記させていただいています。素案の2ページに具体的な図式も入れた上で、書かせていただいておりますけれども、これを毎年検証していくということです。柔軟性を持って、施策についても必要に応じて見直しをかけていくという扱いにさせていただいておりますので、決してつくって、はい、それで終わりということにはならないということでございます。これは、国が示した方針の中でもそうになっております、当然。国の考えを踏襲した上で、我が町における総合戦略も策定しているということでございますので、このあたりはご理解いただきたいなと思います。

それから、策定するに当たって、広くいろいろな意見を聞くべきではないかということで、我々もその部分については苦心をしてきたわけでございます。一旦は、総合計画でいろいろな意見を聞いた上でつくったものでありますけれども、また1年たってどうなのかということもありますので、これ何度もお話しさせていただきますけれども、町民組織である未来創生推進会議、これ19名の方々が各界から、幹部クラスの方とか実際に子育てをしている方とか公募の方とか、いろいろな方面からご意見もいただいております。

それから、未来創生懇話会においては、各産業団体のトップの方、今、まさしく厚岸

の経済界とか各本面をリードされている方々のご意見も伺いながらという方策も進めさせていただいています。

それから、推進本部、これ役場の組織の中の組織でございますけれども、これも四つの部会に分けて、それぞれ部会ごとに関連するところと話し合いを持ちながら進めさせていただいているところでございます。

それで、ご質問者は、各地域のと、小学校区ごとというお話もありましたけれども、学校区で言うと、例えば大きなところだと、厚岸小学校とか真龍小学校とか、かなり大きなエリアから集まっているところもありますし、それから、太田、学校区ですと、片無去とか上尾幌、あのあたりの方もいらっしゃる。高知ですと、トライベツ、若松、別寒辺生あたりが一応のエリアになります。そういった学校区ごとというような想定はしていないのですが、各自治会組織というのは、我が町にしっかりしておりますので、そこには事前に意見の聴取を求めておりました。もしお話し合いをしていただきたいというのであれば、こちらから出向きますというご案内もさせていただいた上で策定してまいっております。

それから、ただいまパブリックコメント中でございますけれども、これもきのうの質疑の中で申し述べさせていただきましたけれども、今、パブリックコメント中の素案を各地域におろさせていただいておりますし、そこでご意見がありましたらお届け願いたいということで、今、願っているところであります。できる限りそういったご意見を吸い上げながらつくっていきたいという考えのもとで進めております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、検証の中で見直していくということがありますから、国は、この総合戦略については、柔軟性を持って対応しなさいということです。つくって終わりではなくて、必要に応じて見直しをかけられるという扱いになっているということです。その辺も踏まえた中で、今後対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 多分これは素案ですけれども、こういうものは各自治体に配られるのですよね。これを見たときに、ぺらぺらとめくったときに、これで意見を出してくださいと言われたときに、自分の地域のものとしてどれだけ捉えられるのかなというのが問題だと思うのです。その地域それぞれ違います。私、小学校区と言いましたけれども、今いろいろ合併して大きくなっていますので、旧の小学校区です。だから末広とか床潭、それぞれの自治会ごとに、この物を持って行って、そしてその中で、本当に何に困っているのかというものも含めて、今、改めてもっと検証して、これはいろいろ変えていくということだと思っておりますので、それを取り入れてほしいなと思っております。それをお願いします。

それともう一つ、いろいろな町の事例があります。多分それも全部調べていると思うのです。総合戦略をつくるときに。本当に大変なところから、10年、100年とやってきたいろいろな町の事例も出ています。これは、島根県美郷町は、この町村では200戸ぐらいしかないところから、若者定住とか、連合自治体ごとに分散して、2世帯ずつ整備していったと。いろいろなやり方をしながら町を過疎から救っていったという事例が、本当

にいろいろな事例が出ています。そういうような事例なんかも取り入れながら、厚岸町でできるものというのを考えていってもらえたらと思います。それはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 各地域の実情、分析もさせていただきました。厚岸町の全体の人口がどのようにして減っていったのかということで、一つは、亡くなる方よりも生まれる方が少なくなっていった。これは自然減と呼びます。それから、社会減といいまして、転入よりも転出のほうが多くなると、こういった分。それと、各地域ごとにどのような人口の減少が起こってきているのか。それと、特徴的なことがその地域で何年に起こっているのかということも調べさせていただきました。そういったものも皆さんの中に公開した上で取り組んでまいりました。

ただ、大きなものとして、例えばの例ですけれども、ある地域で学校がなくなったとか、それから、その地域の産業を支えていた炭鉱がなくなったとか、そういうことは、今はそれを戻すことは不可能ですよね、現実的には。ただ、事実としては、そういうことがあって、今の人口になっていった一つの要素としてあったのだろうなというのは、調べさせていただいて、公開させていただいています。

問題は、これからどうしていくかということでもあります。その地域がこれ以上疲弊しないに、どういった手だてを打っていけるのかということは大事なことでありますから、今、政策としては、自治会活動を支援することも盛り込んでおります。これはもう27年度から行っておりますけれども、28年度も引き続き支援は継続するという扱いになっておりますし、これから各地域の特徴なども、例えばこういった地域では、こういうことに取り組みたいとか、いろいろなことをやりたいと、みずからやりたいという地域もあるのではないかと話もありますし、全てが行政の支援を受けなければならないということではなくて、自分たちが取り組んでいかなければならないという話も推進会議の中では、ご意見としてもありましたし、それは自分たちで取り組んでいくこともあるけれども、やっぱり行政の支援もという視点もあわせて、いろいろなパターンがあると思います。そういった中で、今後取り組んでいく考えでやっていきたいと思います。やっぱり地域があって厚岸町全体があるわけですから、地域を大事にするという視点は持ち続けていきたいと考えます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。これからも本当に地域の中に入っていくということをやりたいと思います。職員が人数が制限されて大変だというのはわかりますけれども、もし本当にこれをきちっと位置づけるとしたら、きのうもおっしゃっていましたが、専門の職員を2人ぐらいきちっとつけるということも必要ではないかと思うのですが、その辺も考えていただきたいと思います。

次に、TPPに移ります。

道の試算、これ読んでいたら、厚岸の試算は結局出ていないなと思ったのですが、私



たちの酪農の場合は、チーズのことが一番大きな問題になってくるように思います。これがどういうデータになっているかと思うのです。

その前に、きちっとした試算がされていないというのが私は問題だと思うのです。厚岸町が試算されていないのが悪いと言っているのではないのです。国がちゃんと試算をしていないということです。国の試算がちゃんとできていないだけで、先に対策対策と言って対策だけ出してきて、それによってT P Pの検証、緩和される、だからいいのだというようなことが余りにも出ているように思います。

熊本県では、T P Pの試算が、お米とかのものもあるのですが、これじゃおかしいと、こんなわけないだろうと、自分たちのところで試算をしました。そうすると、T P Pの金額がお米もゼロではないのです。ですから、T P Pの試算をきちっとすると、それを国に求めていくということはとても大事なことであり、必要なことだと思うのです。試算をきちっとしてから対策をするならまだ話はわかるのですが、全く試算がちゃんとできていない、影響額ができていない中で、かつてクラスター事業でもありますが、それは、もともと国が農家のためにいろいろな事業を全部足してクラスター事業していますよね、それでは全然前が見えないのです。本来守るべきものが守られていないのです。だから営農が安定していくために必要なものが省かれてしまっていて、その中で、農家でいえば、試算ができるということ自体がおかしいのであって、まず試算をきちっとしてから対策をすべきであって、対策したから試算があるというような、その国の状態はおかしいと思うのです。

厚岸の影響についても、牛乳ですけれども、浜中町なんかは、結局大きなところが、ホクレンではなくて、ほかのところに売る、行くという話も出ています。それだけ不安であるということも出ているのです。

T P P参加でバラ色の未来がやってくるというような話が出ていますが、この中で、既存の農水産予算に支障を来さないように、政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保すると。本来は、安定財源確保というのが大事なのですけれども、それが消えてしまっているのです。安定財源確保は消えています。今までの農水産予算に支障を来さないように、政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するという表現です。

農家の場合は、安定財源確保がなければ不安が解消されないのです。安定財源確保には国民の負担が発生します。T P P輸入農産物が値下がりするメリットは吹き飛んでしまうと思うのです。消費者には何の利益をもたらさないと。これが今の日本のT P Pの状態だと思うのです。

私たち一番、農家もそうですけれども、一番心配なのは、子どもたちに対する影響です。食品の安全とか、それから危険いっぱい遺伝子組み換えの食品が、今は何でもお店でひっくり返すと、遺伝子組み換えでないというのがきちっと表示されています。それも表示するなという圧力がI S D条項の中でかかってくると思うのです。そういうことになったときに、どうやって子どもを守っていくのかなという感じがするのです。

そのためにも、やっぱりT P Pというものが、一体どういう内容でどういうことなのかというのを、ただ農家だけの問題ではないのです。命を守るための問題だということも含めて、どんな内容なのかというのをきちっと学習会をすべきだと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 影響額の点について、私のほうからお答えさせていただきます。

石澤議員もご承知のとおり、厚岸町の酪農家が出荷する生乳につきましては、ホクレンに一元的に出荷していると、一元出荷だということです。それで、町長の答弁にもあったとおり、その影響額を試算するに当たっては、さまざまな厚岸町から出荷される生乳の約8割は加工乳に回っているということを言われております。2割が飲用用で、8割が加工用だということでございます。その8割のうち、どのぐらいがチーズに行っているのか、バターに行っているのか、脱脂粉乳に行っているのか、生クリームに行っているのかというような量をつかまないと、実は試算ができないという状況にあります。

先ほど質問の中で熊本県の例も出されましたが、それは、国が米の部分は影響はないと言っているけれども、独自に試算すると影響もあるという事例でお話しされておりましたけれども、町長の答弁にもあったとおり、都道府県としては、都道府県別では、統計の資料の中で、そういった加工向けの牛乳が、どのぐらいの量がこの製品のほうに回っているという統計があるものですから、北海道も試算はできたのですけれども、私どもも新聞等々で、北海道が試算を出したということ、いち早く北海道のほうから試算方法を入手させていただきました。厚岸町におけば、北海道に倣えばどのような影響があるのかということで試算に取り組んだわけでございますけれども、先ほど言ったような状況で、厚岸町内で生産される加工乳の割合がわからないということで、試算を断念せざるを得ないということでございます。

今、質問は、農業について質問がありましたけれども、一方、私どもは水産も持っていますので、北海道が試算した内容の方法を調べますと、水産については、水産現勢という統計の数字をもとに算出しております。これは市町村別で数値が出ているのです。それで水産のほうは算出が可能だったのですが、農業については、そういう形で算出ができなかったということでございます。

質問者言われるとおり、厚岸町における影響額がどの程度になるのかという部分を押さえた中で、対策どうあるべきかということが、本来であれば、検討すべきところでございますけれども、国、北海道が算出した影響額の調べによると、厚岸町ではこうなるという数字が出せない状況であるということをご理解いただきたいということと。

一方では、直接的な影響だけを国、北海道は出していると。関連産業に対する影響額まで出していないということは、これは大きな問題なのだろうなと思っております。ただ、それをどういうふうに出すべきかというすべを今、町としては持っておりませんので、そういうような回答にならざるを得ないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 学習会についてのお尋ねでございますが、ご質問者

のご心配の部分についてはよく理解できます。食の安全というのは大きな問題でございます。I S D条項のことをお話しされておりましたが、それによって、例えば遺伝子組み換え食品のことをおっしゃられましたけれども、そういう表示をすること自体が問題化するという前提でお話しされているようでございますが、対抗するに当たっては、国産品であれば遺伝子組み換え食品を使っていないということが、ある意味差別化になって、優位性を保つことにもなるとも言えるかなと思います。それは今後の動きの中での話でございますが。

T P P自体が、発効するという手続の中では、協定に署名した12カ国が国内において批准する必要がございます、手続。これはご質問者も当然ご存じのことと思いますが、今の状況でいくと、一番大きな経済圏を持っているアメリカが、今、大統領選挙を控えているということで、選挙後にそういう手続に入るといふ公算が大きいと言われていました。そうすると、実際に発効するのは2018年の4月以降ではないかという状況もありますし、また、発効するまでには時間がまだ余裕があるということで、このあたりの食の安全等々についての状況がどのようになっていくのかというのは、我々としても注視していきたいと思っております。それは必要に応じて町民の皆さんにも伝えなければならないことは、その時点でわかってくるものと思っておりますので、そういった状況の中では検討させていただきたいと思っております。学習会という形がいいのか、それとも伝え方はいろいろあると思っておりますので、その辺も検討させていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 確かに厚岸で牛乳のいろいろな成分、あちこち分けたやつを試算せよというのは確かに無理だと思います。そうすると、道の出している試算と、さっき言いました、関連企業の影響額が出ていないと言っていました。片一方では、熊本で出した数字は、農林水産影響は国の倍にして、これは農林水産だけですけれども、という形が出ています。ということは、道に対して町として、きちっと関連企業も含めた試算を出してくれという要望はできると思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

そうしないと、さっき言っていましたひと・まち・しごとですけれども、このT P Pが入ることによって、がたがたに崩れていくと思うのです。T P Pに入る前に足元の明るい人はやめてしまうだろうし、それから、この町の大事な1次産業が崩れていくことになりかねないのです。ですから、せっかく地方創生でいろいろな計画を立てていますが、このT P Pに入ったことによって、入ったら先がないです。町村つぶれていきます、町。そういう前提があると思うのです。それも含めてもっときちっと、T P Pがどうなっているかというのを調べていく必要あると思うし、でき上がってしまいました、アメリカが批准しました、それから影響を調べるのでなくて、今こういう問題が起きている、私たちの中で何が心配なのかも含めて、どういう状態なのか、T P Pとは何なのだというのを学習会すべきと思うのですが、それでも2018年以降、アメリカが批准してからという形になるのでしょうか。自分たちも、今どうなっているのかというのを知る必要があると思うのです。私もはっきり言って全部がわかっているわけではないです。ただ、韓国とかアメリカとの自由貿易をやった国々がどのようになっているかとい

うのは聞いています。破壊されていますよ、農村でも地域でも。食料自体が、胃袋をアメリカに握られるということなのです。そういう事態が起きています。それで地域はどうなっていくのですか。このT P Pが国の上に置かれるのです。全てが、T P Pに参加したグローバル企業の利益にどれだけ合致するかで、それぞれの国の事業が決まってくるのです。だから、そういうのも含めて、どうなっているのだということは、やっぱりきちっと調べる必要があるし、今これだけ町の10年、100年を目指した地方再生の事業をしたら、このT P Pの影響もきちっと捉えなければならないと思うのですが、どうですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 実は、釧路・根室管内の市町村、それと各J A、それと関連団体が入って、根釧酪農ビジョンというのを策定しておりますけれども、その会議がございます。こちらのほうでも、大きなT P Pの動きに注目をしておりまして、影響額に対する勉強というのが北海道からも、構成員の中に北海道も入っておりますので、そういった試算の内容等も説明もあります。根釧酪農ビジョンの中では、所得を上げるだとか、新規就農者をふやしていくだとかというような目標を掲げております。それと逆行するような形にもなるということで、これについての勉強も今、行っているところでございますので、厚岸町だけでどうこうということではなくて、釧路・根室管内含めて、そういった機会もございますので、北海道とも相談させていただきながら、その中で影響額についての勉強もさらに深めていくようなことを厚岸町からも働きかけていきたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者のご心配の点、それから、マスコミ等でも報道されている点含めまして、今まさに国会に関連法案が出されて、国内の批准手続に4月から入ろうとしております。通常国会の中で、それぞれご議論があった上で明らかにされていくこともあるのだろうなと思います。

そういった今の状況の中で、日本の中の一厚岸町が、このT P P問題について学習会をするというのは、じゃ、学習会の講師を誰にお願いするのかということで、その学習会の性質自体もどっちのほうなのだろうなということもあるのだろうなと思います。

今月には、釧路市でT P P学習講演会というのも開催されるという情報もあるようでございます。これは、釧路市の主催ではなくて、あくまでも実行委員会という組織のようございまして、こういったところでどういう話が行われるのかということもあるのだろうなと思います。主催の形はいろいろな形があるのだろうと思います。まずは、国会の中で明らかになっていくことを一つ一つ確認させていただきながら、今後の対応は考えていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 たかが厚岸と言いましたけれども、厚岸大事ですよ、地方の声は。それが届かないような国だったらおかしい国です。地方の声をきちっと上げられることができない国だったら、本当に皆さん真剣に考えなければならないと思います。

次に、自然エネルギーのことなのですが、あちこち町内を歩いていますと、太陽光の発電のパネルをあちこち見ることができます。それで、これからも設備に対する予算を出してくれるということですので、進めていただきたいと思います。風力なのです。風力の、住民コンセンサスと言いますが、これは、海でなくて山のほうでの風力に対する計算とかはしたのですか。太田とか上尾幌とか、そっちのほうでの取り組みはどうなっているのですか。

- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 厚岸町における風力発電の調査・研究をしたことがあるというお話は、この議会でも取り上げられていると思います。そのときに、私の記憶では、当時、気象庁で持っている風力のデータをもとにして、こういった場所で風力発電が可能ではないかと。いわゆる風の力、風力発電に向く風がどの地域で吹いているのかということを実際に資料からひもといて、その後に、建設地としてふさわしいかどうかということも含めて調査しております。その中には、山間部も入っているという前提があったと思います。

ただ、風力発電するには、発電した電力を本当に供給するためには、近くに変電所があって、そこに送電網がなければならないとか、どこでもいいというわけではありません。その送電網を引くには多額の投資が必要で、それがあって、投資した投資額を回収できないと、いわゆる採算ベースに合わなければ何も意味がないわけですから、そういったことも含めて、当時は調査をしているという状況です。

具体的に言いますと、大別の町営牧場のところですが、山間部では。ちなみに、やっているのはコンキリエの付近。それから、若竹の第2埠頭というところがございます。山間部は、残念ながら風力、風の力が風力発電にふさわしい風力がなかったと、結果的な状況になってございます。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 もう一度、もう少し風力発電については、大きいものでなくて、いろいろな形がありますので、それを調べてほしいというか、その検討をしてほしいなと思います。風がなかったというのではなく、今の時点でいろいろな問題も、災害の問題もありますので、それも含めて、もう一度検討してほしいなと思います。

- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 小規模発電の関係ですけれども、これは、一企業が、

酪農家の方、これも大別の地域だと思いますけれども、そこで試験的に小規模な風力発電をやったという経緯があるようでございます。それは結果的には事業化に結びつかなかったということは、採算ベースに乗るかどうかなどということを試算した上では、町で試算したとおり、やっぱり不向きだったのではないかなと思われるところでございます。

ただ、どういう状況でできるのかと、可能性は、これからも、風力発電の能力だとも変わってきているかもしれませんので、そういった研究は進めさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成28年第1回定例会に当たり、さきに通告してあります2点についてお伺いさせていただきます。

まず、1点目が観光振興についてであります。

地元の観光と地域振興の観点から、アとして、宿泊形態の一つとして民泊がクローズアップされております。この民泊に対し、どのような考え方を持たれているかお伺いするものであります。イとして、この民泊の持つ力をかりて、観光と地域おこしという表裏一体の施策を取り組んでみませんかということであります。

2点目は、職員の労働安全についてであります。

職員の健康を管理するものとして、安全衛生委員会なるものを設置しなければならないと法律で定められています。

当町における委員会はどのような構成と活動状況になっておりますか、その辺を伺ってまいりたいと思っております。イとして、今までの健康診断の仕方や仕組みはどのような方法でやってこられましたか。ウとして、職員の健康に対するメンタルケアはどのような方法でやってこられましたか。エとして、2000年4月以降に1カ月以上にわたる病気休暇取得者は何人おられましたか、そのうちメンタルに至ったのは何人ですか。また、医師によるメンタルケアを受けた人は何人いるかということでもあります。オとして、労働者の安全については、使用者は今まで以上に気を使わなければならなくなりました。職員のストレスチェックが義務化されました。その対応はどのようにしようとしているのかお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の観光振興について。

初めに、観光と地域振興策の観点から、民泊についてどのような考えを持たれておりますかについてであります。まず、民泊とは、民家に泊まることの総称として使われ、知人の家に泊まることや旅先で知り合った人の家に泊めてもらうことも民泊と言います。民泊したい人を泊めたかわりに謝礼などを受け取ったとしても、宿泊料を受け取る営業

が常態化していない場合は営業に該当しないので、旅館業法の規制は受けません。

しかし、普通の民家で宿泊料を受け取る目的で、常に部屋と寝具を用意していれば民宿であり、旅館業法の一定の施設基準を満たした上で、都道府県知事の許可がなければ違法となり、処罰の対象となります。

旅館業法では、有料で宿泊される施設として、ホテル、旅館、簡易宿所、いわゆる民宿、そして下宿と区分しており、農林事業体験民宿の営業は、農村漁村余暇法によって認められ、旅館業法の客室広さ要件である延べ床面積が33平方メートル以上であることや、接客するフロントの設置などは適用されず、規制が緩和されています。

政府は、急増する訪日客の宿泊需要を満たす手段として、一般住宅の空き部屋に旅行者を有料で泊める民泊について、旅館業法で定める簡易宿舎として、その要件を緩和する方向で検討していると言われております。

現在、町内の宿泊施設は、2年ほど前に70人収容のホテルが廃業し、一方、37人収容の民宿が新たに開業し、町内全体では92室で244人の収容人数ですが、観光繁忙期には客室不足が起きていると思われ、今後、民泊の規制が緩和された場合、一般住宅を簡易宿所として営業する方が出てくる場合もあり得ると考えているところであります。

次に、民泊で観光と地域おこしの施策として取り組んでみませんかについてですが、仮に、旅館業法の規制緩和により、一般住宅で民泊営業する方が出た場合に、民泊だけを対象に観光や地域おこし施策に取り組むことは、町内に営業する六つの宿泊施設がある現状の中で、民間宿泊業への行政関与の公平性を欠くことになる可能性があり、現在のところ考えておりません。

続いて、2点目の町職員の労働安全についてのうち、初めに、町における安全衛生委員会の構成、活動状況についてであります。厚岸町における安全衛生委員会は、厚岸町職員安全衛生管理規程第12条により、町長部局、町立厚岸病院及び教育委員会にそれぞれ設置されており、委員会の構成は、同規程第14条第2項により、総括安全衛生管理者または総括安全衛生管理者責任者、安全管理責任者及び衛生管理者、安全または衛生に関して経験を有する職員の中から、町長が指名した者並びに安全運転管理者となっております。

なお、町長が指名した者のうちの半数は、同規程第14条第4項により、職員団体から推薦のあった者であります。

また、この三者が合同して委員会を開く場合は、同規程第19条により、これを合同安全衛生委員会としております。

安全衛生委員会の活動状況については、町立病院にあっては、業務上必要に応じて会議を開催しておりますが、町長部局と教育委員会にあっては、年1回開催している合同安全衛生委員会をもって会議の開催としております。

具体的な活動としては、同規程第13条により、安全衛生委員会の所掌事項が、職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策、職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策及び業務災害の原因及び再発防止対策について調査・審議することとなっていることから、合同安全衛生委員会を年1回を基本に開催し、当該年度における職員の公務災害、健康診断、インフルエンザ予防接種の状況などの報告、翌年度に実施する各種健康診断やインフルエンザ予防接種の内容の審議を行っているほか、

各種検診の勧奨などを行うとともに、職員を対象とした健康づくり講習会を年1回を基本に開催しております。

次に、今までの健康診断の仕方、仕組みについてであります。現在、安全衛生委員会では、同規程第32条及び別表第2により、新規採用職員及び新規任用嘱託職員を対象にした、採用時健康診断を採用、または任用後1年以内に1回、30歳以上の一般職員及び嘱託職員を対象にした総合健診を、30歳代の職員に隔年で1回、40歳以上の職員に年1回、35歳以上の嘱託職員、非常勤職員及び全国健康保険協会管掌健康保険の適用を受ける臨時職員を対象にした、生活習慣病予防検診を年1回、これら職員以外の職員を対象にした、一般定期健康診断を年1回実施しているほか、それぞれ検査項目に相違はあるものの、保健福祉課の保健師及び栄養士、保育所の保育士及び調理員、水道課職員、町立厚岸病院の医師、理学療法士、作業療法士、事務局管理係職員、診療放射線技師、看護師、准看護師及び看護補助員並びに学校給食センターの調理員を対象にした特別健康診断を、検査項目の区分に応じた必要回数で、それぞれ実施しております。

また、これら健康診断のうち、総合検診については、町立厚岸病院のほか、釧路市のみなみ病院と釧路赤十字病院でも受診することができ、その他の健康診断については、全て町立厚岸病院で受診することとなっております。

次に、2000年4月以降において、1カ月以上病気休暇を取得した人数と、そのうちメンタルによるものの人数、さらに、そのうち医師のメンタルケアを受けた人数についてであります。平成12年4月から本年2月までの約15年間で、1カ月以上の病気休暇を取得した職員は77人、そのうちメンタルによるものが35人で、その35人全員が医師のメンタルケアを受けております。

次に、今後のストレスチェックの導入と対応策をどのように考えているかについてであります。平成26年6月の労働安全衛生法の改正により制度化されたストレスチェックについては、この制度を施行された平成27年10月1日から1年以内に実施しなければならないこととされており、厚岸町としても、本定例会に提出している平成28年度予算案に、係る経費を計上するとともに、実施に向けた準備を進めているところであります。

なお、実施時期については、職員の精神的負担が大きくなる4月の人事異動後3カ月程度は実施しないことが望ましいとされていることを踏まえ、7月から9月までの間を予定しております。

職員のメンタルヘルス不調に係るこれまでの対応策としては、職務や職場、人間関係が原因で不調に陥った職員において、その原因を排除するための配置がえを、できる範囲内で行っております。

また、先ほど申し上げました健康づくり講習会において、平成20年度には、精神科医師を招いての「うつ鬱病の正しい知識とその対応」と題した講話を、平成26年度には、「心の健康」をテーマにした講義を行ったほか、平成24年度では、管理・監督者向けのメンタルヘルス研修会を開催するなど、未然防止のための方策も講じてきています。

ご承知のとおり、来年度実施予定のストレスチェック制度の目的は、年1回の定期的な検査を行い、みずからのストレスの程度をみずからが把握することにより、ストレスの気づきを促すこと、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とする1次予防のほか、事



業主がストレスの程度を把握し、その評価を行い、職場環境の改善につなげることであります。

しかしながら、ストレスチェックの結果は、封書で直接本人に通知され、対象者の同意を得なければ、その結果を事業主が把握できない決まりとなっており、同意書の取得に関しても強要できないことになっております。

このようなことから、まずは職員個々が、みずからのストレスの程度を把握するとともに、その程度が高かった場合には、みずからがみずからの意思で、医師と相談することが先決であることを職員に周知するなど、制度の円滑な運用と有効活用に努めながら、職員のストレス軽減、より働きやすい職場づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、町としては、今後も必要に応じた、できる範囲内の配置がえや心の健康をテーマにした講習会を開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 私が質問とするところは、的確に捉えているのかなと思っております。ご存じのとおり、ここにも書かれているとおり、民泊というのは、これは、ご存じのとおり、外地からの日本への来客というか、そういった方が近年、日本に非常に多くなって、既に民間の旅行業者あたりは、一軒家を借りたり、あるいはマンションを提供したりと、そういう形でやって、法を逃れてそういうサービスを提供してきたというのが実情のところであります。

しかしながら、日本では結構、今言われているように、ハードルの高いホテル、旅館、民宿といった、法規制がかなり高いのと、それから、供給と需要の関係で、そういう状況になってきたと。そこで慌てたのが既存のホテル業界や、あるいは旅行業者、あるいは政府も、今年度中に結論を出すということに位置づけを決めたわけです。

それとあわせて、北海道も観光に力を入れているわけですし、同様の事象が起きないか、あるいはそういった規制緩和の中で北海道も対応できないかということで、非常に関心を持っているということは、その辺はご存じだろうと思います。

私は、そういった流行に乗れということではないのであります。そういう全国的なやりのおこぼれというか、そういう漏れがあったならば、それはそれでいいでしょうが、厚岸あるいはこの道東、地域の中で、そういうハードルの高い旅館業とか、そういうものから外れた、ヨーロッパあるいはアメリカでは一般的になっている、一般の民家に泊まれる、泊まる、そういうもてなしをできないか。そのことによって、厚岸町あたりは、このまま黙っていたのでは6,000人台まで減っていく、あるいは何ら変化のないというか、明るい兆しがなかなか見えにくい状況の中で、これは一般の住民、町民が、行政が手だてすることによって、その出発点をつくれぬかという願いというか、思いから私は質問させていただいたのですが、この点について、この答弁の中では、今までの既存の業者の関係もあるので、民泊に対しての新たな支援はできないという考え方のようですが、私は、それはそれとして、何かするにしても、新しいことをするには必ず何かリスクや

ら、いろいろなことが伴うわけですから、そういったことが改めてできないか、さらに改めて聞きたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 現在、国内で民泊営業をされているという実態はございます。ただし、それは、ご質問者のおっしゃられるとおり、非常に適法性に疑問を呈する状況の中で行われている。その実態は、非常に現場的には問題も山積していると言われております。

どういうことかという、特に本州でございますけれども、急増する外国人に対応するため、そういう方々に提供した場合に、いわゆる文化とか風習だとか、そういったものが全く違う人を泊める場合に、日本人の常識では考えられないことがその中で起こってしまっているという、トラブルが頻発しているそうでございます。これはやっぱり安易に考えてはいけないという現実があるのだという情報でございます。そこで、外国人だけを泊めるのが民泊ではないということも現実的にはございます。

それで、今、行政的にできることというのは、質問者は、観光と地域おこしの施策としてというご質問でしたので、民泊だけを対象にして、それを対応することは、行政としては公平性に欠けるだろうなということでございます。

ただし、民泊を行いたいと、もしくは、規制緩和になって一般家庭でも民泊営業できるようになる。緩和がされた場合に、こういったことでできますよという情報提供はできるのだろうなと思います。規制緩和になりました。一般家庭で、こうこうこういう条件があれば営業としてできるようになりましたと、やってみませんかというところまでの情報提供はできるのだろうなと思います。

ただし、その後の問題です。住宅をそういった形にして、果たしてどのくらい需要ができるのかというのは、例えば、今、町で取り組んでいるのは、観光協会とタイアップして、観光パンフレットに、何々ホテルは何人収容で、こういったホテル業態です。どここの旅館は旅館で経営する。民宿は民宿の形、ソフトで形が違うわけです。その中に、民泊ということで紹介して、この中から選んでくださいという情報提供は、これは公平な扱いですから、できるのではないかなと思います。そういうことではできないということです。ただし、ご質問あった、民泊だけを対象にしてというのは、ちょっと公平性に欠けるのだろうなという趣旨ですので、これはご理解いただきたいと思います。

ですから、これから規制緩和になって、民泊できるような状況になった場合には、できる状況になりましたという情報提供という形で、行政的な立場で対応してまいりたいと考えています。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 なかなかそういう前向きのかというか、そのことを突破口にして、まちづくりの起爆剤にならないかという考え方にはちょっと至らないのかなというか。私、正直いって、じゃ、厚岸は何を、そういうきっかけをつくるのかなということにちょっと疑

間を持ってしまうのですが。

既に厚岸町は、ある程度これを後押ししているような施策をやっているわけです。町内に最近張りめぐらせた光ケーブルの有効活用、これは、情報のやりとりの中では、大いに有効に活用できるわけです。それから、地場の産品を活用した調理や、あるいは衛生面を勉強されるというか、学習される、食の伝道という、地場のPRの仕方をしているわけです。それから、既に住宅改修、あるいはリフォーム、そういった支援制度ができています。この民泊をやってみたいという、プラスアルファの部分として、こういった考え方の人に、ちょっと視点を変えて後押しをするというやり方だってできる。まだまだいっぱいあるのですが、私は、今のとっている政策をプラスして、こういう疲弊というか、閉ざされているような状況の中で、旗振りというか、行政が応援するというか、全てそれにつなげられるということではないのですが、そこから、じゃ、やってみようかなという方が出てこないかなと私は思うのであります。

正直いって、私もそれなりに考えれば、若い人が戻ってくるということが非常に少ない。ほかの町では、都会からそこに住みついて民宿を始める。あるいはオートバイの客を泊めるライダーハウス、ああいうのをやったりする。厚岸、地元でそういうことをやるというのは非常に少ない。

そんなことから考えれば、厚岸町は入り口まで行政は、やるチャンスに後押しをしていると私は思うのであります。そのもう一歩階段を上げる後押しをする、それが私は、民泊という、旅館業法の高いハードルからずっと下げている、外国並みの、いわゆる友達つき合いのできる、そういう形態に変わろうとしているわけです。そこを私は着目して、厚岸でいち早くやってみる価値はあるなと思うのであります。これは、私がそう思っているだけです。皆さんがどう思われるかはわかりませんが。

ただ、釧路市だって、この道東の涼しい気候を利用して、長期滞在として、都会の人方をこっちの道東に呼ぶということが盛んにキャンペーンとしてやっています。そのことを考えれば、これは釧路だけでなく、道東、この釧路管内、お互いに観光圏としてやりとりしているわけです。

そういった意味では、厚岸町、都会の人に厚岸と聞くと、カキだね。コンキリエもあるね。最近の話は、ウイスキーまで出てきます。それだけ都会の人に厚岸という名がある程度行き渡っているわけですから、いち早く私はこの分に力を入れてやってというか、行政もしっかりそれを受けとめて、応援できないかなと思っておりますので、改めてその辺のところをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思えます。

観光産業の振興は、厚岸町においての地域戦略の大きな一つであるという認識をいたしておるわけでありませう。

昨年厚岸町における観光客の入り込み数といいますのは、約40万人でございます。しかしながら、宿泊がどうなっているのかといいますと、第1回目で答弁いたしましたけれども、全室で244人しか宿泊できないという現状であります。私といたしましても、

やはり宿泊は地域経済に大きなプラスになるものであると、そのように考えておるわけでありませぬ。しからば、現行における宿泊施設が厚岸では十分かといえ、私は十分ではないと、そのような認識を持っておるわけございまして、できるだけ、誰か旅館なりホテルなり、また、民宿をやってくれないかなという、町長としては望むところでありませぬ。

そういうことで、民泊についても、私の認識では、大体外国人等は、あらかじめインターネットを通じていろいろと調べてくるようでありませぬ。ですから、そういう点につきましても、民泊をやるような方がいれば、これにこしたことはないわけでありませぬが、民泊をやりたいのだけれども、どうしたらいいのだろうか、そういうことを私どもは受け身としていろいろと考えていかなければならぬだろうと。

ただ、先ほど1回目で答弁いたしましたとおり、公平ということになると、立場は大変難しく相なるわけでありませぬので、どうかこの点、ご理解をいただくと同時に、現在の厚岸町の状況を考えるならば、やはり宿泊施設が少ないという現実にどのように対応していくべきかというのは、大きな課題であるというように認識いたしておりますことをご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 町長もそのように認識されているということは、それに対応するための策としては、やはりいろいろな方法を考えておいていただきたいということと。それから、既存の施設、ホテルや旅館や、それにとやかく言うわけでもありませんし、それはそれで一生懸命やっていただければいいと思ひます。民泊というか、農村型の体験だとか、あるいはほかの地域でやっている方は、ほとんどが、長いつき合いの中で、リピーターを確保して、その上で営々と続けられているというのが多いわけです。最初の1回目、2回目の中では、対相手は、印象というか、いい印象がなければ、二度とその町に来たくないとか、あそこに泊まりたくないとか、そういうことは当然あるわけです。そういうところをずっと調べていくと、やはりやる人の誠意というか熱意というか、それに係ってくるわけです。一生懸命金もうけしたいからと間口広げても、やはりそれなりの対応がなければ、相手はお客さんというか、客あるいは友達という状況の中では、二度と……。選択する権利は向こうにあるわけですから、そういった意味では、やる方のほうの、受け入れる側の姿勢というのが一番大事だということだと私は思ひますので。行政が幾ら旗を振っても、対応を受ける方がまずければ、私は、その難しさというのは、そこにあるわけですから、注意しなければならぬものだと思ひます。まず、民泊のことについては、その程度にとどめておきたいと思ひます。

次は、職員の労働安全についてであります。

今回の答弁の中で、重々わかりました。問題は、どうしてこういう問題が出てきたのかというか、改めて法改正の中で、メンタルケアをしなければいけないのかというか、ストレスチェックをしなければいけないのかというところをしっかりと受けとめていただきたいと思ひます。

この労働安全ができてから40数年たつわけです。この議会の場でも、日本で3万人を

超える自殺者が何年も続いたという現象があったわけです。ここ1年の間では3万人を割っております。そういった中では、高度成長期のときに労災が頻繁に発生して、労働安全が制定され、また、最近、自殺者が多かった時代は、低経済成長下の中でIT化が入ってきて、なかなか仕事についていけないというか、仕事のスピードが速くなってきた。それと、職場の人間関係が非常にストレスを感じるというところから、そういった自殺者とか、あるいはひきこもりだとか、精神的な障害者だとか、そういったことが多かったのではないかなと言われております。

ずっと聞いている中では、私はいいと思いますが、先ほども申し上げましたように、問題は、もうそういう事故がないようにと思うわけです。これは役場だけではなくて、ほかの職場もそうでしょう。役場の職員の中でそういうことがあると、これは町民の財産がマイナスになるわけです。職員がそういう状況にいくということは。職員の皆さんも町民に雇われて、元気で働く、町民に返すという、そういう前提の約束のもとでここに勤めていらっしゃるわけですから、そういうことを今後起こさないためにどうするか。そういう予兆が出そうだったらどうするか。そんな意味では、今回、義務化されましたストレスチェック、これを厳格に、そしてもっときめ細かくやっていく必要があるのではないかと思うものですから、質問させていただいたのですが、その辺はいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） いずれにしても、次年度において、ストレスチェック制度を厚岸町においても導入し、このストレスチェックをできる限り全職員に対し、受けていただくための勧奨を行っていかうと思っております。法律上は、事業主にこの実施の責務はございますが、受ける職員については、その責務は規定されておりません。ただし、今、議員ご心配されているような状況が厚岸町においても決してなくはないということでございますから、職員の皆さんにこれを受検していただくよう勧奨する。

それと、ストレスチェックを行った結果、そのストレスの程度が高かった職員については、できる限り医師等の相談を受けてもらうよう、その勧奨も積極的に担当として行っていきたいと考えております。

そして、まずは職員個々にストレスの程度を把握してもらい、まずは、その職員みずからが気づきというものを促せていけるよう、このストレスチェック制度について施行していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 くどいようになりますが、職場の雰囲気大事なのですよね、こういう問題。周りがそれぞれ課なり、課長さんあたりは笑ってられないですよ。ある企業によっては、自分の課からそういう職員を出した場合は、人事評価に値するのですから。それだけ課長さんは、社長の命を受けて大事な社員の体を守るというか、社長の命を受けて課長をやっているわけですから、管理者です。会社の財産を失ってしまうことです。あ

いつがかかったとか、あいつがちょっと弱ったとか、そういう話ではないのです。そんなことからすると、職場が、課長さんがしっかりしていれば、早期に、そういうテストをしなくたってできるわけです。今までそうしてきたのです。

しかし、余りにも多くというか、あちこちでそういう、人間が弱くなったのかどうか知りません。あるものによれば、草木でさえも、あくの強いほど丈夫で育つというけれども、人間もそれに例えて言えるのかなということなのですからけれども、最近の、人と接したくないだとか、いろいろな生き方が出てきた、自由になったせいなのか、いずれにしても、そういう状況に陥る人が多くなってきた。

それは、やはり未然に防止しなければならないのは、職場の雰囲気、課長さんの目配り、気配り。そして、そういうテストをしなくても、ちょっと休んだらどうだとか、時間外はこれ以上してはだめだとか、そういう気配りというのが必要だと思うのです。どちらかという、今までは、やれやれ、どんどんで来たのではないのかなという傾向があるということは私は知っていますけれども、いずれにしても、今回、改めて、ストレスチェックが義務化されてやるわけですからけれども、そのやり方も非常に配慮していかなければいけないということは重々わかっていると思います。

それで、最後に一つお聞きしたいのは、今回は、大きな役場の職員、常時使用者は常にこの対象になるわけですから、内部でこのテストを実施するつもりでいるのか、内部の構成の中で。あるいは全く外部、第三者機関に委託してというか、そういうやり方をする。公平さというか、厳格さというか、そういった意味では、どういう方法をしようとしているのか。あるいは町村会の中の委託先を持ってやろうとしているのか、その辺は、厚岸町はどのような考え方でやっているのか、その辺をお聞きして終わりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） これまで35人の方が、こういったメンタル上の不調に陥っている方がおられるということをお述べましたけれども、職場だけではありません、原因は。それぞれの家庭の事情もございます。家族の事情もあります。これらが合わさった中で、このような不調に陥っているという認識を私どもは持っております。

このたび、次年度から行うストレスチェックにつきましては、外部委託の型式をとらせていただきたいということで、予算案に計上させていただいております。

ただし、あくまでも実施者につきましては、町内の者を頭にして行うこととして、今のところは予定をしているということでもあります。ですから、外部委託を行った中で、その結果がそれぞれの職員のほうに通知がされると。できる限り、私ども行うものとしては、事業主としては、その結果が知り得るような、そして、それを組織として、今、議員申されたとおり、より仕事のしやすい職場の環境づくりにつなげていけるよう、この制度を生かしていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告のありました7名の一般質問を終わります。

- 議長（佐藤議員） 昼食のため、休憩いたします。再会は、1時からといたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容の説明を申し上げます。

議案書は1ページとなります。

このたびの条例改正につきましては、さきの平成27年第3回定例町議会において議決をいただきました町税条例等の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例）第24号の一部を改正する内容となります。

改正の手法であります、この改正は、さきの改正条例、厚岸町条例第24号の改正の中で、平成28年1月1日を施行日とする未施行の改正規定部分を改正するものでありますので、改正後の溶け込んだ条文を改正するのではなく、改正規定を改めるものであります。

その改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号を申請手続等の記載事項とする内容の改正を行ったところでありますが、先般、総務省より、平成27年12月18日付で、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについての通知があり、平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直すこととされる方針が示され、その内容として、町税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせ提出され、または申告等の後に関連して提出される書類については、本人確認手続等の納税義務者等の負担を軽減するため、国税における取り扱いと同様、納税義務者等の個人番号の記載を不要とすると変更されたところであります。

この変更により、地方税法施行規則の個人番号に関する規定においても、地方税法施行規則の一部を改正する政令等の一部を改正する省令において改正し、平成27年12月25日に公布されております。

この変更された、国及び地方税法施行規則においての取り扱いと同様とするため、平成27年第3回定例町議会において議決をいただいた町税条例等の一部を改正する条例を改正することが必要となりました。

その変更となる改正規定は、施行期日が平成28年1月1日であり、施行期日前の改正が必要となったところでありますが、特に、緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕

がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年12月30日付をもって、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分により施行いたしましたので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書2ページでございます。

総総専第4号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

改正部分について、別紙、お手元に配付の報告第1号説明資料の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

改正規定は、上段、第34条第2項の規定は、町民税の減免申請、下段、第131条の3第2項の規定は、特別土地保有税の減免申請について、さきにご説明したとおり、個人番号を記載事項とした改正規定部分を除き、個人番号の記載を不要とする改正であります。

議案書2ページに戻りまして、附則、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行するものとし、公布は12月30日に行い、同日、施行としたものでございます。

以上で、報告第1号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、御承認いただきますよう、よろしく御願いたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 ただいま説明を受けて、聞いたのですが、若干理解できない部分があるものですから、お尋ねをさせていただきます。

まず、昨年の12月の定例会で、一旦、個人番号の記載というものは義務づけられた。今回、専決処分で、12月、国のほうから、書かなくていいよと、記載しなくていいよと。こういうふうにならなってきた。こういった背景というのは、国がやってきたから、1回目の、今の説明でも、国から来ましたからと言うのだけれども、私自身よく理解ができないのだけれども、何でそうなるのかな、なぜ必要なくなったのかなど。国の根拠というのですか、こう変えてきた理由というものを教えていただきたい。

それから、申告者が、厚岸町としては、この法律に基づいて、今まで書かなくても了となったのですけれども、法律はもう既に施行されているわけですから、1月だから申告する人はいないと思うのですけれども、今日まで、そういう該当者があったのか、なかったのか。

そして、厚岸町としても、今回の再度の改正、全然、支障がないのか、厚岸町にとって、事務処理する上で、国の考え方は考え方としてあれするのですけれども、町としても、一旦、当然必要だと思って、考えて施行したのでしょうか、厚岸町の事務処理上どのような影響があるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。



●税財政課長（星川課長） お答え申し上げます。

いわゆる個人番号の部分につきましては、税のほうの手續において、一括した処理の中で、申告手續ですとか、そういった申請関係全てにおいて、個人番号を求めて、個人番号を付すことによって、納税義務者というものをそこで確認するという作業をすると当初は計画しておりました。

そういった背景の中で、今回、専決処分の中でさせていただいた内容につきましては、二つのパターンがございまして、まず1点目が、町民税の減免申請に係る書類には、個人番号は付さなくていいですということになったことと。もう一つが、特別土地保有税の減免申請、これも減免申請に限って、個人番号の記載は求めないということになります。

この個人番号を求めないという部分につきましては、冒頭の提案説明のほうでも申し上げましたけれども、常に個人番号を付すということになりますと、基本的には、個人番号を付すことによって、確認作業が必ず必要となります。そういった手間を省くために、国税においては、そういったもので。この原理原則が、申告をされて税が確定する段階は個人番号というものを求めます。ただ、今回の減免は、その手續後の確認になりますので、あえてそこで2度、3度の納税義務者の確認作業はしなくてもいいだろうと。もう税額が決まっておりますので、そういった関係上それを省くということになったという国の考えをもとに、そうなったということになります。

これが、該当者の部分につきましては、実際的には、まさに今うちのほうで申告等をやっておりますけれども、実際には、ことしの6月以降の段階で、そういった税額ですとか、そういったものが決まってくるので、今のところはそういった該当者はいないという状況になります。納税通知書が出た後の段階で、この手續がされるときに、そういった個人番号を付さなくていいとなるということになります。

事務処理の部分ですけれども、影響という部分につきましては、あくまでもそれらを、本来であると、その様式に従って、個人番号を全て確認した上で1個ずつ進んでいくのですけれども、今回、減免関係ですとか、税額が確定された後の手續においては、ほとんど全てにおいて、そういったものを、要は省略をすると国のほうで決めておりますので、影響についても、これからの手續になりますので、今現在発生しておりませんので、影響はないということになります。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました報告第2号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書4ページであります。

総総専第5号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。

平成27年12月開会の厚岸町議会第4回定例会において議決をいただいた、平成27年厚岸町条例第31号厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の附則第1条第4号の個人番号の利用に関する規定が、平成28年1月1日から施行されることに伴い、番号法第9条第2項及び第19条第9項の規定により、市町村が番号法に定められていない独自の行政サービスを実施する事務について、庁内における個人番号を利用した特定個人情報の連携を可能とするため制定され、平成28年1月1日から施行するものとなります。

この条例の附則第2項は、国民健康保険税条例に規定している国民健康保険税の減免に関する規定について、国民健康保険税の減免を受けとする場合に、町長に提出する申請書に個人番号を記載する旨の改正を行ったところでありますが、その後、国において、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しがされ、平成28年1月以降に地方税当局が、納税義務者、特別徴収義務者等から申告、申請を受ける手続については、原則として、個人番号または法人番号の記載を求めるものの、これまでは個人番号の記載が必要とされていた申請等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類については、本人確認手続等の納税義務者及び特別徴収義務者の負担を軽減するため、国税における取り扱いと同様、個人番号の記載を不要とする地方税法施行規則の一部改正が、平成27年12月25日に公布、施行されたところであります。

これにより、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の附則第2項に規定している厚岸町国民健康保険税条例の一部改正についても、地方税分野における個人番号利用手続と同様、個人番号の記載を不要とする改正を、平成28年1月1日の施行日前に行う必要が生じたところであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年12月30日をもって、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により施行

したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。  
改正内容であります。

附則中、第2項を削り、第3項を第2項に繰り上げる改正であります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するとしたものであります。

なお、本条例改正の説明資料として、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を配布しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明ではございますが、専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第19号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。
- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第19号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由と内容をご説明いたします。  
現在、厚岸町は、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、5人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち、田辺正保委員の任期が、本年3月31日にちをもって満了します。  
つきましては、改正後の同法第4条第2項の規定に基づく、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する同氏を引き続き任命しようとするものであり、同法同条同項の規定により、議会の同意を得たく提案するものであります。  
議案書5ページをごらんください。  
住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目163番地。氏名、田辺正保。生年月日、昭和26年1月31日。  
性別、男。職業、無職であります。  
また、田辺氏の学歴、職歴については、次ページに記載しておりますので、参考に供して

ください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年4月1日から平成32年3月31日までの4年間です。

以上、簡単な説明ですが、ご同意賜りますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります延原実氏は、今年3月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を得たく提案するものであります。

議案書7ページをごらんください。

住所、厚岸郡厚岸町住の江1丁目94番地。氏名、延原実。生年月日、昭和23年5月7日。性別、男。職業、無職。

また、次ページに延原氏の学歴、職歴を記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第423条第6項の規定により、4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。

以上、簡単な説明ですが、ご同意賜りますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第7、議案第21号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第21号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、その提案理由をご説明申し上げます。

国の過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、現行の過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、45年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯どめがかからず、さまざまな面で、依然として厳しい状況にあったことから、平成22年に同法の執行期限が平成27年度まで、6年間延長されたことを受け、平成22年9月に議会の議決をいただいて、平成22年度から平成27年度までを計画期間とする、厚岸町過疎地域自立促進市町村計画を策定し、推進してきたところであります。

その後、平成23年3月に東日本大震災が発生したことで、過疎対策事業のおくれが想定されるとして、同法の執行期限を平成32年度まで、さらに5年間延長するとして一部改正法が、平成24年6月27日に公布、施行されたところであります。

このたび、現計画の計画期間が平成27年度末をもって満了することから、今後における過疎対策事業債などの財政上の特別措置を引き続き活用するための前提として、同法の規定に基づき、厚岸町の総合的・計画的な自立促進を図るための方針や、その対策などを盛り込んだ、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする、厚岸町過疎地域自立促進市町村計画、以下、過疎計画と称させていただきますが、今般、北海道との協議を経まして、計画案として取りまとめたところであります。

なお、過疎計画の策定に当たっては、同法の規定により、厚岸町議会の議決が必要となるところから、議案書、本文となりますが、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定

に基づき、厚岸町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり策定し、議会の議決を求めるものであります。

それでは、過疎計画案につきまして、ご説明申し上げます。

別紙の計画案をごらんください。

まず、本計画の構成であります。改正過疎法の第6条第2項において、過疎計画に掲げるべき事項が規定されており、従前の過疎計画と同一の項目立てとなっております。

それでは、ページに沿って概要を御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

1、基本的な事項であります。

(1)として、厚岸町の概況。3ページ、(2)として、人口及び産業の推移と動向。6ページ、(3)として、厚岸町の実況の状況。8ページ、(4)として、地域の自立促進の基本方針について、それぞれ記載しております。

9ページのまちづくりの基本的な考え、町の将来像は、第5期厚岸町総合計画と整合性を図っており、同一のものとしております。

次に、(5)として、計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

10ページをお開きください。このページから、自立促進施策区分ごとの各論となっておりまして、施策区分ごと、現況と問題点。そして、その対策。さらには、具体的な事業内容を示す、事業計画という順に列記しております。

なお、記載内容につきましては、各施策区分ごとの現況と問題点について、第5期厚岸町総合計画の後期行動計画の現状と課題を転記、その対策の項目については、行動計画の施策の展開方法に記載している内容を転記している形となっております。

また、事業計画は、ハード事業にあつては、第7次実施計画に登載している事業、ソフト事業にあつては、平成27年度予算に計上している事業のうち、自立促進施策区分に該当すると思われる事業を選択して登載しております。

自立促進施策区分であります。10ページからは、産業の振興について、25ページからは、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、32ページからは、生活環境の整備について、44ページからは、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進について、53ページからは、医療の確保について、55ページからは、教育の振興について、63ページからは、地域文化の振興等について、66ページからは、集落の整備について、68ページからは、その他地域の自立促進に関し、必要な事項について、73ページからは、それぞれの施策区分の中で、過疎地域自立促進特別事業として位置づけた、いわゆるソフト事業を取りまとめた一覧となっております。

施策区分ごとの逐一の説明は、申しわけございませんが、省略させていただきたいと存じます。

以上が過疎計画案でございますが、引き続き、参考資料についてご説明申し上げたいと思います。お配りしております参考資料をごらんください。

この参考資料につきましては、過疎地域自立促進市町村計画の策定に当たって、総務省から通知において、作成が求められておりまして、内容につきましては、自立促進施策区分ごとに、各事業計画に登載した事業の年度ごとの予定事業費を参考として計画登載する内容と

なっております。

ハード事業におきましては、第5期厚岸町総合計画の第7次実施計画に基づく事業のうち、自立促進区分に該当すると思われる事業を掲載し、平成31年度以降につきましては、引き続き事業実施が見込まれる事業のみ、概算の総定額を掲載しております。

また、過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト事業であります。平成27年度に実施され、次年度以降も引き続き実施しなければならないと見込まれる事業のみ、初年度の事業費と同額をもって掲載しているところであります。

なお、ハード事業、ソフト事業とも、事業個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、配付資料の説明となりますが、過疎計画案の参考としていただきたいと思います。

最後になりますが、本計画策定後、本文の加筆修正や事業の追加または中止、大幅な事業の変更など、計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、従前と同様に、議会の議決を経て、計画変更する手続となることを申し添え、議案第21号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 若干突っ込んだ話になるかもしれないけれども、お許しを賜りたいと思います。

少なくとも、今回の切りかえの厚岸町の過疎地域自立促進市町村計画、総合計画とおおむねイコールだという認識をさせていただきました。

もう少し言えば、別表なのですけれども、きのう渡されたのです。変わったところがあれば、マーキングぐらいして、前回、おおむね踏襲してきているのだけれども、できれば、変わったところ分くらいは見やすいように出していなければありがたいなという、今後のお願いでございます。

それで、お尋ねをさせていただくのですけれども、まず、1ページでございます。

漁港施設で3億6,700万円の計上になって、30年度に3億5,800万円。さらには、その下、若竹埠頭に休憩施設6,800万円、これも30年度という予定だということなのでございますが、まず、漁港のほうでございますが、正確な数字は、まだ今の段階からつかみ切れないかもしれないけれども、少なくとも厚岸の将来を担う荷さばき所というのですか、そういうものに取り組んでいかなければならない。実施設計の分はもう既に、ある程度読めるのですけれども、建設工事、附帯工事含めて3億5,800万円という数字、計上なさっております。この内訳、可能な限り説明をしていただきたいと思います。

それから、休憩施設でございます。6,800万円の休憩施設をつくと。どこにどのようなものをつくるのか、わかる範囲で、まず教えていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 今ご質問のあった漁港施設の関連でございます。

いずれも計画で、まだ固まっていない状況でございますけれども、今、厚岸町の第2埠頭において、衛生管理型の漁港整備ということで、屋根つき岸壁の整備が今、着々と進められております。今のところの計画でいきますと、国からお聞きしている内容としては、28年度において、人工地盤と言われる部分、人工地盤のところの実施設計を28年度に行うと。荷さばき所につきましては、その完成した人工地盤の下を活用して、荷さばき所を整備をしたいという考えでございますので、できれば、国の人工地盤の実施設計とあわせて、荷さばき所の実施設計も行うのがベターだろうと言われております。

それで、漁業協同組合においては、事業費等については、まだ全然固まっていない、ざっくりとした概数でございますけれども、漁業協同組合において、28年度に荷さばき所整備に係る実施設計を行いたいという計画を持ってございます。

その基本設計をした中で、基本的な計画を立てる中で、実は、国は、28年度、実施設計をして、早ければ28年度で人工地盤を完成させたい、あるいは地元も、29年度中に完成するように、予算措置等を行っていただきたいという要請をしております。

しかし、これが結果として、国の予算でございますので、28年度のほうの予算は決まりましたけれども、29年度の部分はまだ全然未確定なのです。それで、もしかすると単年で終わらないかもしれません。しかし、厚岸町としては、漁業協同組合と、最短の部分でいくと、29年度で人工地盤ができれば、30年に、その下を活用した荷さばき所を整備したいということで、計画をつくっております。そういった概略の設計の中で、3億5,820万円という数字が出ておりますけれども、これについては、ことしの実施設計の中で、詳細な、どういう規模になるのか、事業費がどのぐらいになるのかというのが積まされてくるものだろうと思っております。

そういった状況を踏まえて、厚岸町としては、第2埠頭の中央部に厚岸町の町有地が4区画ほどございます。一番奥手のほうは、カキの種苗センターのあるところでございますが、その一番手前の部分が、こういった漁業環境施設整備用地として確保してございます。その場所に、実は今、想定しているのは、真栄町に休憩施設がございまして。現在は、詳細な設計を行ってございませんので、それと同規模のという想定のもとに、その荷さばき所が整備される30年に合わせて整備をしようとする。そのためには、前年度に実施設計を、そして30年に休憩施設を整備したいという、大まかな方向でおりますので、それに合わせた計画内容ということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 けさ、朝のニュースで、3.11以来5カ年が立ちました。石巻の新しい市場が映っていたのですけれども、震災前の市場と比較して1.4倍のスケールだそうでございます。現在、水揚げも震災前と比べて80%回復してきていると。そういう中で、衛生管理、テレビに出ていたのですけれども、特に、放射能に対する検査のスピーディー化というのですか、そういうものも含めた、安全・安心な取り組みというものをもう既に取り組んできております。



ですから、私は、厚岸港も3種でございます。全国の船が厚岸に入る場合、やはり東北の各市場は、女川もそうですけれども、震災以前の安全対策も含めた、近代的な市場というものを早期に完成させてきている。そういう中で、厚岸もこういう漁港づくりに取り組んでいくわけでございますから、町としてもしっかり取り組んでいくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

それから、もう1点お伺いをさせていただきたいなど。

8ページでございます。詳しい人は詳しいのかもしれませんが、8ページの下段のほう、地域文化の振興と町史編さんの関係でございます。私この資料を見せていただいて、町史編さん5,700万円、厚岸町の負担、それから7,400万円、金額がどうのこうのと、大きい数字でございますから、非常に目立つのです。たしか戦前までの発刊は終わったのだけれども、単年度で、それぞれ1,000万円以上の金額がかかってくる。これらの推移について、今後、32年まで、大体同額で割り返しているのです。これらの考え方について、簡単でいいですから、説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 最初に、私のほうから、漁港整備の部分でご意見いただきましたので。実は、衛生管理型ということで、今、漁業協同組合においても、海外に対する輸出という部分も考えてございます。皆さんもご承知のとおり、漁業協同組合では、カキを香港のほうにということでの取り組みも行っているように、どんどんどんどん、やはり輸出という部分も意識しながら進めていかなければならないと考えてございます。そういった中では、HACCP、これは、日本は若干おくらせてございますけれども、HACCP対応にも資するよなという検討もされてございます。

そういった中では、今ご質問者が言われたような検討というのは、漁業協同組合も意識を持って行っておりますし、また、国の開発局のほうの事業になりますけれども、震災等があった場合、東北の市場もそうですけれども、ああいう大きなときに市場自体がもう使えない状況になってしまうと。そうすると、船が漁をしても揚げられないという状況がございまして、復興にはかなり時間を要したということで、今、漁業協同組合、厚岸町も入りながら、業務継続計画の検討ということも行っております。そういった震災が来たときに、できるだけ復興を早くさせるために、どういう手だてを事前に考えたらいいかということの検討も行ってございます。そういったいろいろなことも、いろいろな分野から検討を進めながら、今、進めているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時45分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

町史編さんの状況でございますが、平成13年度に資料編の第1巻の発行が始まりまして、資料編につきましては、その後、順番から言いますと、18年度、それから20年度と発刊してまいりました。それで、第4巻で、平成27年度、本年度でございますが、本年度で第4巻目の発行に至ります。今、作業中でございます。

それから、通史編でございますが、平成24年度に第1巻の発行をいたしまして、現在、第2巻、これが近代からという扱いになりますが、現在、編さん作業中ということになってございます。それから、あと残りは、第3巻ということで、現代編ということになりますが、これは、地元の編集委員の方々が中心になって、現在、資料収集、それから、原稿の執筆等に当たっていただいているところでございます。

それで、今後の計画ということでございますが、あと残りが、通史編2巻という扱いになりまして、記載している部分につきましては、提案説明にありましておおり、27年度の分をそのまま引き継いでしまったということございまして、27年度から32年度まで同額の数字とさせていただいた状況になったということございまして、残りとしては、あと2巻ということに相なります。ですから、この内容につきましては、修正が必要になるということになりますことをご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 僕、たしかそういう認識でおったのです。そうしたら、ずっとなんだよね。いつまでできるかわからないことだろうけれども、そういうことで、こういう数字になっているのかなと思ったのですけれども、史跡の関係でございますから、町としても、そういうものをしっかりやっていかなければならないけれども、ここに列記しているとおりの総体数字にはなるというのは、今からつかめないということではないのでしょうか。今の説明だと、もうちょっとはつきりしないなど。もしかしたら終わるかもしれない。次のものに行くかもしれないけれども、現時点では、このような数字で動いていくというふうに理解をすればいいのかどうか。今言う、27年度のもものが28年か29年で終わるのであれば、32年までは必要なくなるのではないかと考えられる、単純に。そうではないのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 状況から申しますと、今後の発刊の予定については、執筆状況によるということで、はっきり何年度に何巻分を発行するということは、ちょっと今の段階では明言できない状況にございますので、できるだけ32年度までの5年間で、編さん、発行にこぎ着けたいと考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第22号 指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、地方自治法の改正により、公の施設管理は、直営管理または指定管理のいずれかを選択し、管理運営することとされました。

厚岸味覚ターミナルコンキリエの施設管理につきましては、平成18年2月、厚岸味覚ターミナルコンキリエ条例の改正により、指定管理者制度を導入し、同年3月の町議会第1回定例会において、株式会社厚岸味覚ターミナルを5年間、指定管理者とする指定議決を経て、平成23年3月の町議会第1回定例会において、さらに5年間の指定議決により、当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

株式会社厚岸味覚ターミナルは、町が5割以上を出資する第三セクターとして、厚岸味覚ターミナルコンキリエを管理運営するために設立された会社であります。この5年間の施設管理業務内容について、町民組織である指定管理者評価委員会において、3回にわたって書類、施設、ヒアリングの審査が実施され、平成28年1月27日に、業務管理についての問題はなく、引き続き指定管理者とすることに異論はないとの評価を受けたところであります。

町といたしましては、施設の設置目的並びに本施設が町における観光拠点施設でもあり、観光情報の発信基地として重要な役割と使命を担っているなど、こうした状況を踏まえ、引き続き厚岸味覚ターミナルコンキリエの施設管理は、厚岸味覚ターミナルコンキリエ条例第4条の規定に基づき、指定管理者に行わせ、その指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条

第1項第6号の、本町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思料されるときの規定により、公募によらないで、指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により、株式会社厚岸味覚ターミナルに、指定管理者指定申請書の提出を求め、平成28年2月3日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について読み上げます。

- 1、公の施設の名称、厚岸味覚ターミナルコンキリエ。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町住の江2丁目2番地、株式会社厚岸味覚ターミナル。
- 3、業務の範囲。

(1)厚岸味覚ターミナルコンキリエ条例（以下、条例と言う）。第3条各号に掲げる事業に関する事。（2）条例第8条の利用の許可に関する事。（3）施設及び設備の維持管理に関する事。（4）その他、町長が定める業務としております。

- 4、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、その基本協定書案を参考資料としてお配りしておりますので、参考に付していただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第22号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 今回の提案理由説明をお聞きしてわかったのですが、今まで株式会社厚岸味覚ターミナルに指定管理者の仕事をやっていただいたのだけれども、その業務内容は非常にいいので、この後もまたお願いしたいということですと。簡単に言うと、そういうことです。

それで、ここに参考資料としたつけられた基本協定書なのですが、これについては、指定期間というような数字は別にして、今までと同様のもの、早く言うと、期間がまた延長したと言ってもいい、実質的には。そういうものだと理解してよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 基本的に、全期間のものを引き継いだものとなっております。でございます。

- 議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。
- 室崎議員 そうすると、指定管理者としてお願いするいろいろな条件がありますよね。そういうものも全部、今までと同じだと考えていいですね。
- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小島課長） そのような状況になってございます。
- 議長（佐藤議員） 他にございませんか。  
7番、音喜多議員。
- 音喜多議員 今回の指定にあって、この先5年の状況を見るとときに、施設に対する補修等、当然考えて、要望されていることや、こちらがやらなければならないこと等は、この間にピックアップというか、明確にされているものがあるのかどうなのか、まずその辺伺っておきます。
- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（小島課長） 本協定については、5カ年の計画でございしますが、従前から施設については、我慢できるような状況、小補修しながら対応してきて、例えば設備やなんかは、壊れた場合には、一気にいってしまいますので、そういったときには議会の予算を提案して、緊急的に補修の対応をさせていただいております。  
それで、今まで施設等の整備については、産炭の助成等は受けながらやってまいりました。今、近々に大規模な補修等をするというのは、現在では想定したものはございません。ただし、設備については、躯体よりも早く老朽化が進んで、例えば、今、電子機器とかが設備についていますので、そういった基板は一気に壊れると。全体を取りかえなければならないとか、そういうことはこれからも出てくるのではないかなと思います。  
そういった状況の中で、今の段階では、ここを何年度にというのは持ち合わせていないという状況でございしますが、その都度、状況に合わせて、この施設を指定管理でお願いするわけですから、町の責任において、そういった対応は今後もしてまいりたいと考えます。
- 議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。
- 音喜多議員 そうすると、今の話であれば、建物に関して、そういう消耗的な厨房類とか、そういうものは別にしても、建物を維持していくというか、保全していく意味では、この5年間の中ではないと見ていいですか、今のところは。
- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 5年間のうちですから、現状ではまだ使えるという想定ではありますけれども、近々にはございませんけれども、この5年間の中の後半あたりには出てくる可能性もあるなど。それは、建物の話だということでございますので、そういった対応は出てくる可能性はあると考えておかなければならないと思います。これは、コンキリエに限らず、公共施設全般に言えることでございますけれども、そういった状況が惹起して、これ以上使用に耐えられないと、これで放置するともっと多額の金額が発生するという場合には、議会にご相談させていただいて、予算計上しながら対応してまいりたいと考えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。  
8番、南谷議員。

●南谷議員 協定をすることについては異議はないのですけれども、更新でございますから、今回。こういう場合どうなんでしょうかね。私は、いろいろな町に行ったら、道の駅をよく見に行くのです。厚岸にもあるわけです。当然、町長は社長をやっておられるのですけれども、こういう営業展開するところというのは、いつまでも同じ形状でというのは、私は集客能力が落ちると思っているのです。ですから、そういう意味では、いろいろな目先を変えていかなければならない。

今、設備の話、建物のことも含めて、大きな事業展開をしていかなければならないときが来るのではないのか、それを企画立案していかなければならない。私は、社長としてのそういう使命は僕は持っていると思うのですよ、営業展開していく上では。そういう部分というのは、この協定書でいくとどうなのですか、今の協定書を結ぶ段階で、町としては、少なくとも協定して、コンキリエの運営は任せ放しですと、こうなるのか。はたまた、こういう問題、営業展開に大きく展開するものについては、どちらがどう判断されるのでしょうか。また、もしあるとすれば、この辺の考え方というものは、どのように捉えているのかをお聞きさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 基本的に、指定管理者というのは、その責任において、その間の運営の責任を負うということで、営業展開についても、会社のほうが担うということは当然でございます。

これまでの状況を見ますと、全体の入館者の入り込み、それから、売り上げとも、対前年度、大震災の年は落ち込みましたけれども、それ以降、毎年ふやしてきております。現状においては、震災前を上回るほど盛り返してきているということでございます。

それから、昨年、経営状況報告を議会にもさせていただきましたが、いわゆる会社の営業努力のかがあって、いわゆるエージェント関連の、観光旅行者がコンキリエを使っただけ割合も毎年ふえてございます。それは営業努力の何物でもございません。何もせずしてコンキリエに来ていただいているということではございません。特に冬場

から、年前から次年度の計画をエージェントが立てる時期には、こういった利用をということで、具体的な提案をしながら、そういったツアー客やなんかの呼び込みを努力されているところをごさいますて、そういった面では、会社のほうの努力も認めてあげるべきではないかなと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 答弁、違ってないかい。僕は、営業展開がどうのこうのと言っているのではないのだから。やっぱりいいときだからこそ、次の手を打っていかないと、生き馬の目を抜かれる時代ですよ。そういうことを言っているのではないのです。そういうことではなくて、大きな事業展開を変えていかなければならないことも、安全なときにしないとならないこともあるでしょう。そういう場合どうなのですかと、仮想の話かもしれないですけども、そういう展開に対しての考え方は、どっちが持つのですかということを知っているのであって、今の事業展開がどうのこうの、それを聞いているのではないのです。可能なのか、コンキリエで、そういうことについては提案して、コンキリエがやっていくのか、はたまた、管理委託している町としての責任なのか、その辺の考え方を聞いているのであって。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 後段の部分が抜けておりました。

これからの展開においては、今は、現有施設の中でできるだけ頑張っていたといたうこととあります。ただ、今あの施設の中で、有効に活用されていない場所がございます。2階の、建設当初は喫茶コーナーと言われていたところで、今は、随時の団体客が主なのですけれども、カラオケをセットして、団体利用に付していただいています。あそこが、実はコンキリエでも、慢性的な従業員不足が発生しておりまして、レストランやあぶり家は満席なのですけれども、そこを使えない場合があります。

（「議事進行。そういうことを長々聞いているのではないのだから」の声あり）

●議長（佐藤議員） 課長、質問に的確に答えて。

●まちづくり振興課長（小島課長） わかりました。

まだ使えるところがありますので、そういったところをどのようにして有効活用していかうかということについては、町とコンキリエの話し合いの中で、今後進めさせていただきますと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 私は、指定管理費についてお伺いします。

協定を結んで、これから28年度の年度協定も結ばれるのだと思います。28年の当初予算には3,112万8,000円の指定管理委託料というのが載っている。当然、これは予算ですから、協定は、対相手方でもう少し下がるような協定金額にもなるのかと思うのですが、ただ、当初はここまでの金額ではなかったかなと思うのです、5年前、指定管理を始めたころの指定管理料というのは。まず、5年間の指定管理料の年度別の推移というものを教えてください。

そして、施設の管理という中で、今後の話なのですけれども、今までは、災害対応としての機能というものがコンキリエのほうにあったものを、今度、消防庁舎ができると、それが機能移転されるようにもなる。そうしてくると、年度別の指定管理料というものも当然見直さなければならぬようになるのかなと思うのですけれども、その点についてはどのようになるのか教えていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時12分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。

5年間の指定管理の委託料ということでございます。23年度が2,459万9,749円、24年度が2,502万9,351円、25年度が2,518万5,716円、26年度が2,719万8,782円、27年度が3,042万5,247円でございます。この間、消費税のアップ等々がありまして、年度的に差異があるという状況もあります。

それから、災害の拠点施設としての算定でございますが、これは、この算定の中では入ってございません。ですから、新しい消防庁舎のほうに機能が移ったからといって、この算定額に基本的な影響を及ぼすという状況にはなってございません。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、当初3カ年は2,500万円そこそこだったのですけれども、26年に2,700万円というふうに、200万円ほど一気にふえた。このときが消費税のときじゃなかったかなと思ったのですけれども、その後の3,000万円に、また300万円ふえています。また新年度も3,100万円というような形の中で、どんどんどんどんふえていっているのですけれども、これは、何かふえていく要因というのは、消費税以外ではあるのでしょうか。



●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 要因といたしましては二つございます。従前は、あの周辺の草刈り業務、いわゆる施設の外側の施設と、それから、のり面だとか、あの辺の環境整備をしている作業でございますが、これは別な業者に委託していたものを、コンキリエのほうで、自分たちで美観を損なわないように適宜やりたいということで、そちらの移行をしております。

それから、除雪の関係も、例えば、あそこに階段等を設けました、2カ所。あその除雪も含めまして、コンキリエのほうにやっていただくという形で、これも委託料の中に入っているということが、二つございまして、値上げのときの大きな要因になっております。それから消費税のアップ、5%から8%になったということです。これが大きな要因として挙げられます。

あと、細かなことについては、例えば電気料がちょっと上がってきたとか、どこの施設も、公共施設はアップになっております。そういった経費の上げ下げの増減の中で整理されている状況でございます。あと、対象としては変わっているものはございません。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 そうすると、主な要因としては、電気料というものが、微妙な増減の中では、光熱水費というものが、施設管理としてと言われるのですが、じゃ、新年度予算のほうで聞けばいいのでしょうかけれども、そうすると28年度予算というもののうち、今現在、燃料費というものがどんどんどん下ってきているといった中では、下げ要因としては十分考えられるのかなと。当初予算であるような金額じゃなくても、もっと下がるようなことは考えておいてもいいのだなと。今後、ほかにふえる要素がなければ、いいのだなというような感じで踏まえておけばいいのかなどうか、それを最後に教えてください。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 先ほどの答弁の中にありましたけれども、売上高を伸ばしてきている要因として、入館者の増というのがございます。その状況に応じて係る経費というのも上がってきていますので、例えばトイレだとか、それも光熱水費に入りますけれども、水を使ったりなんかする。それから、それに絡む消耗品関係とか、そういったものもございますので、そういったものも加味した中での算定になっているということでございまして、そのあたりもあるということをご了解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第23号 指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、地方自治法の改正より、公の施設管理は、直営管理または指定管理のいずれかを選択し、管理運営することとされました。

厚岸町職業訓練センターの施設管理につきましては、平成18年2月、厚岸町職業訓練センター条例を改正して、指定管理者制度を導入し、同年3月の町議会第1回定例会において、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会を5年間、指定管理者とする指定議決を経て、平成23年3月の町議会第1回定例会において、さらに5年間の指定議決により、当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となるところであります。

町といたしましては、当施設は、職業訓練に特化した事業を行う施設であることから、専門的知識及び技術を持つ職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会に、引き続き厚岸町職業訓練センターの施設を管理を担っていただくことが最善の方法と考え、厚岸町職業訓練センター条例第4条の規定に基づき、指定管理者にあわせ、指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第6号の、本町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思料されるときの規定により、公募によらない指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会に、指定管理者指定申請書の提出を求め、平成28年2月3日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について読み上げます。

1、公の施設の名称、厚岸町職業訓練センター。

2、指定管理者の名称、厚岸町港町1丁目1番地、職業訓練法人厚岸地方職業訓練協会。

3、業務の範囲。

(1)厚岸町職業訓練センター条例（以下、条例と言う）。第3条各号に掲げる事業に関する事。 (2) 条例第6条の利用の許可に関する事。 (3) 施設及び設備の維持管理に関する事。 (4) その他、町長が定める業務としております。

4、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、その基本協定書案を参考資料としてお配りしておりますので、参考に付していただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第23号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第10、議案第24号 指定管理者の指定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町民課長。
- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第24号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書12ページをお開きください。

さきにご審議いただきました議案第22、23号 指定管理者の指定についてと同様に、平成18年度より、厚岸町生活改善センターの施設管理に導入した、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続したく、本議案を提出するものであります。

厚岸町生活改善センターの施設管理については、平成23年3月の厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、厚岸町商工会を指定管理者として、当該

施設の管理運営を行ってきましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となることから、引き続き厚岸町生活改善センターの施設管理を、厚岸町生活改善センター条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則、公募によることとされていますが、厚岸町生活改善センターについては、これまでの管理委託や指定管理者における実績を勘案し、厚岸町商工会に引き続き管理業務をしていただくことが最善の方法と考え、手續条例第5条第1項第6号に規定する公共的団体への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらない指定管理者の候補者の選定とするため、同条第2項の規定により、厚岸町商工会に、指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、平成28年2月3日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について読み上げさせていただきます。

- 1、公の施設の名称、厚岸町生活改善センター。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町港町2丁目49番地、厚岸町商工会。
- 3、業務の範囲。

(1)厚岸町生活改善センター条例第7条の利用の許可に関すること。(2)施設及び設備の維持管理に関すること。(3)その他、町長が定める業務。

- 4、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に、議案第24号参考資料として、厚岸町生活改善センター基本協定書案を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

(なし)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第11、議案第25号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第25号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書13ページをお開きください。

さきに審議いただきました議案第22、23、24号 指定管理者の指定についてと同様に、平成18年度より、山の手会館やまびこ05の施設管理に導入した、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく、本議案を提出するものであります。

山の手会館やまびこ05の施設管理については、平成23年3月の厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、山の手自治会を指定管理者として、当該施設の管理運営を行ってきましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となることから、引き続き山の手会館やまびこ05の施設管理を、厚岸町住の江山の手地区集会所条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則、公募によることとされておりますが、当該施設については、協働のまちづくり事業のモデルとして、管理運営費用を地元自治会が負担する提案を受け、建設した経過があり、手續条例第5条第1項第6号に規定する公共的団体への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらない指定管理者の候補者の選定とするため、同条第2項の規定により、山の手自治会に、指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、平成28年2月3日、手續条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について読み上げさせていただきます。

- 1、公の施設の名称、山の手会館やまびこ05。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町山の手1丁目1番地、山の手自治会。
- 3、業務の範囲。

(1)厚岸町住の江山の手地区集会所条例第3条各号に掲げる事業に関すること。(2)条例第7条の利用の許可に関すること。(3)施設及び設備の維持管理に関すること。(4)その他、町長が定める業務。

- 4、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に、議案第25号参考資料として、山の手会館やまびこ05基本協定書案を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 この集会所は、委託料というのは払っていないのですよね、町のほうから。それで、自分たちというか、地域の人方が運営しているのですけれども、そこを利用する人が出た場合に、利用状況という、申込書というか、そういうのは把握しているのですか、町側としては。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、指定管理の委託料につきましては、指定管理の委託料はかかってございません。山の手自治会において、管理運営委員会をつくりまして、会費を集め、運営をしていただいております。

それと、利用状況につきましては、利用件数等については、町のほうで毎年押さえさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そうしたら、その利用状況をちょっと、どの程度使われているか。実は、ご存じというか、聞いているかもしれませんが、非常に管理が厳しいというのか、それは、委託するほうとしてはいいのですけれども、利用するほうとしては、なかなか使い勝手がいいわけではないようなのです。そんな意味では、それは、地域の人方が、自治会として使うのはいいでしょうけれども、そこに集会所があるから、別な使い方したい。そういう意味では、非常に使い勝手がよくないと言ったら変ですけれども、よく言えば、管理が結構厳しいという言い方になるのかなと思うけれども、そういった意味では、集会所ですから、どういう形であれ、条件さえ合えばどなたが使ってもいいだろうと思っているのですけれども、ここは、ほかの集会所と同様に、葬祭というか、お葬式なんかもやってはだめだというものではないのだろうと思うのですが、その点。2点、利用状況と、それから、葬祭の関係は、どのような意見というか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、1点目の利用状況につきましては、有料に、要はお金のかかる利用ですが、これが年間、昨年度ですと767件、無料の利用が709件、合わせて1,496件の利用がございます。

それと、葬儀に関することにつきましては、条例のほうでも利用のほうを定めておりますが、だめということはありません。あいていれば使用することは可能でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 結構使われているというか、年間通して、そういう数であれば、日中はほぼ、365日掛けてみても倍近くというか、「3.8倍」の声あり）そのくらいですから、頻繁に使われているというふうに理解していいのかなと思います。

ただ、どのように受けとめるかというか、当然なのだと私は思うのですけれども、後始末というのか、集会が終わった後の処理というか、もとに戻す。借りる方が、そのような印象を受けるのかはわからないけれども、非常に厳しくて、使い勝手が悪いという印象を持って、ほかの集会所と比較して、よく言われるというか。その辺をちょっと言われたものですから、特段悪いあれはないのだろうと思うのですが、その辺の声は聞いていませんか、直接は言わないだろうと思うけれども、いずれにしても、そういう話があったということを受けとめておいていただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 管理が厳しいということですが、指定管理で行っている、もしくは、町で集会施設管理するわけですが、基本的には、使用者の責任という部分がございますので、その部分については、適正に管理していただいていると感じております。

それと、厳し過ぎるですとか、そういう話は私どものほうには来ておりません。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第12、議案第26号 町道路線の認定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第26号 町道路線の認定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書14ページをお開き願います。

なお、路線の認定に当たりましては、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付の議案第26号、説明資料に位置を示しておりますのでごらん願います。

このたび新たに町道認定しようとする奔渡公住北1の通りは、現況の道路敷地幅が2.5メートルから5.4メートルと狭く、町道認定はしておりません。現況は、約3.0メートルの砂利道で、従前から生活道路として利用されており、砂利の補充など定期的な維持管理は行っておりますが、道路の一部及び排水施設の大部分が私有地に入っている状況にあり、このたび、隣接する地権者から敷地の寄附があり、一般交通の利用に供するよう管理してまいりたいと思います。

道路敷地を確定する測量及びくい入れ作業が完了しましたので、町道として整備、維持管理をさせていただくため、認定をしようとするものであります。

議案にお戻り願います。

町道認定路線。

路線番号532。路線名、奔渡公住北1の通り。区間は、起点は、町道桜通り、厚岸町奔渡5丁目205番1地先。終点は、町道奔渡町山通り、厚岸町奔渡5丁目205番1地先。参考として、延長57.80メートル。敷地幅員は4.68メートルから5.70メートルでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第13、議案第27号 建設工事委託協定の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。



- 水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました議案第27号 建設工事委託協定の変更について、その提案内容についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

議案第27号 建設工事委託協定の変更でございます。

平成27年6月24日に、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経て締結した建設工事委託協定について、その一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

この委託協定は、現在、厚岸町衛生センターで処理しているくみ取りし尿などを下水道終末処理場に投入し、公共下水道と一元処理するための施設を整備する、通称、ミックス事業により行う建設工事を委託するため締結したのですが、今般、建設工事の設計変更により、協定額の増額が必要となることから、その協定の一部を変更しようとするものであります。

協定変更する項目ですが、区分の表の左側が変更前の内容、右側が変更後の内容。

4、協定金額を「金6億3,000万円也」から「金6億4,200万円也」に、1,200万円増額変更しようとするもので、その他の1、協定の目的、2、工事場所、3、契約の方法及び5、協定の相手方に変更はございません。

変更の主な要因であります。1点目として、土木建築工事で、想定した位置より基礎の支持地盤が深かったため、建物の荷重を支えるための地盤改良の工事費が増加したことによるものであります。2点目として、機械及び電気設備工事で、使用する材料に変更の必要が生じたことに伴う費用の増であります。これらは、施設の基礎地盤の強度の確保と維持管理の作業性や安全性を考慮した場合、必要な変更と考えております。

17ページをごらん願います。

参考として、建設工事の変更概要であります。

表の左から、区分、種別、変更前の内容、変更後の内容を記載しております。

1、委託概要及び2、期間について、構造や数量、期日などの主要な項目に変更はございませんが、摘要欄に、工事ごとに変更となった内容を記載しております。

土木建築工事では、基礎地盤改良深さの変更、機械設備工事では、機械設備材料の使用変更、電気設備工事では、機械設備材料の使用変更に伴う監視制御の変更であります。

18ページをお開き願います。

位置図、平面図、処理フロー図です。有明2丁目の厚岸終末処理場構内に建設する施設の位置や処理の流れを示すフロー図に変更はありません。

19ページをお開き願います。

流量調整等の立面図です。今回変更となるのは、建物の荷重を支える強度を有する基礎地盤が想定より深かったため、建物の下部と基礎地盤の間の地盤を改良する深さが増したもので、図面では、太い斜線で示した部分が、地盤改良工事がふえた部分になります。この変更に伴う年度別の工事スケジュールや供用開始予定に変更はありません。

20ページをお開き願います。

処理系統図になります。今回変更になるのは、図面中央の丸で囲った⑨の部分と、それに伴うもので、機械設備材料の使用変更の主なものは、右下の変更図に示している投

入弁になります。この弁は、2槽に分かれた流量調整槽にし尿などを送る際、その量を調整するものです。当初、設計した際には、標準的な使用頻度を参考に手動で操作するものとしていましたが、平成29年度の供用開始に向け、最近の衛生センターで受け入れているし尿などの状態をもとに、運転管理について検討したところ、し尿などの質の変動が大きく、下水道処理工程で安定した処理をするためには、投入し尿などの均質化を図ることが必要となりました。流量調整槽内でし尿などの均質化を図るには、投入弁の操作頻度が当初設計より多くなることから、効率のよい運転や維持管理における作業性や安全性を確保するため、手動弁から、遠隔操作できる連動操作弁に変更する必要が生じたものであります。

さらに、この変更に伴い、電気設備工事において必要な監視制御部分の変更を行うものであります。

なお、この変更に伴い、必要となる事業計画の変更や補助金要望額の変更については、事業補助金交付窓口である北海道の担当部局と協議を進めており、変更が認められる内容であるとされております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1,200万円ですか、増額。工事が三つに分かれていますよね。それぞれの金額、1,200万円がどこでどういうふうになっているのか、今、説明がなかったのです。土地の部分、それから機械の部分、電気の部分と、三つあるのですけれども、この1,200万円が、それぞれ幾らなのかをお尋ねします。

それと、19ページの図面でございます。まず、左側の図面なのですけれども、三角の部分、たしか左側の左側が霊園だと。そして右側のほうが筑紫恋通り側だと。こういうことなのかなということは、地形からすると、あとは坂ですから、そのとおりに届いていないというふうに理解をさせていただきました。

さらには、こっちのほうは、右側の図面なのですけれども、これは、右側のほうが後になるのかな、そして左側のほうが道路側に面しているということは、後側は山になっているということは、地形どおりなのです。

そうしたら、最初に、設計屋が設計したときに1,200万円、機械、電気関係は抜かれるのでしょうか。少なくとも、設計屋に半分持ってもらおうとか、そういうことはできないものなのでしょうか。少なくとも、設計調査委託も含めて数字をはじき出したわけでしょう。そうしたら、今、騒がれているときだから、こういうふうにながっちり届いていないという話になってきたら、慌てて出てきたと。その責任というのは、やっぱり設計屋にも僕はあるのではないのかなと思うのです、素人ですから。設計屋さん半分持ってくれやと、こういう話にはならないですかね。

それと、少なくとも水道課長だって頻繁にテレビ見ているわけだから、横浜のマンショ

ンの話でないけれども、やっぱり注意しないとだめだと思うのですよ、設計屋の責任ですとはならないと思うのです。やはりこういう事業をやる上では、最終的には課長の双肩にかかっているわけですから、しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、工種別の変更金額、それから1,200万円の増額に至った内訳でありますけれども、まず、土木建築工事、地盤改良に相当する部分ですが、細かい数字は省略して、概算で述べさせていただきます。土木建築工事では420万円ふえております。それから、機械設備工事では1,030万円ほどふえております。それから、電気設備工事では220万円の増となっております。工事費そのものでいいますと、1,670万円の増ということになります。それから、これに伴う、委託先である下水道事業団の関係諸費がふえますので、これが80万円ほどふえることになります。合計では1,750万円の増というふうになるのですが、委託協定をしまして、3工種の工事を発注した際に、入札執行残が550万円発生しております。ですから、1,750万円と執行残の550万円が引かれますので、その差額1,200万円が今回、協定額の増となる内容になります。

それと、設計段階でわからなかったのかというような内容になろうかと思っておりますけれども、当然ながら設計のときにボーリング調査はしていますが、多数のボーリングということはなかなか難しいので、地形を見ながら、必要な箇所でのボーリング調査ということで設計をいたしますので、ここは制限があるというわけではありませんけれども、そんなに細かくボーリング調査してということになりますので、標準的な調査に基づいて設計された内容であります。

ですから、各地で今問題になっているように、いろいろ地盤が変動した場合に、地中ですからなかなか確認できませんので、多数のボーリング調査をするよりは、必要な箇所数だけやって、その結果に基づいて、たまたま今回は増額になりましたけれども、一つの例で言いますと、宮園の配水池で似たような地盤改良をしたのですが、そのときには逆に減額というふうになっています。これは結果をもって増減したほうが効果的であるということになります。

それから、基礎については、今、各地で問題になっていますが、今回もこの基礎地盤の改良は、全面的に斜線を引いていますが、実は、216カ所の円柱状の地盤改良をしております。先週、委託先の下水道事業団の中間検査がございました。そのときに、216本といたしますか、216カ所の基礎地盤の強度の書類も写真も全て、町の担当職員立会のもとに確認させていただきましたので、強度については心配がないという状況を確認しております。そういう内容でございますので、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 課長、説明するときに、数字で書くとき、1,200万円でもいいのだけれども、今の説明を聞いたら、事業費1,200万円でないというのは、やっぱり口頭でもちゃんと教え

てもらわなければ、あくまでも僕は1,200万円だと思っているのだわ、みんな。そういうことはきちっと、書くべきところは1,200万円でもいいのです、いろいろルールがあって。今後、その辺の説明のときには、きちっとした説明をしてください。聞かれなくても。そういうことで、よろしくお願いします。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そのようにしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 今、議論を聞いてちょっと思ったのですけれども、そうすると、550万円が残っていたので、相手方の下水道事業団、本来であれば設計変更とかというのは、当然入札残とかというようなものが出て、増額分の入札残を割り返して、増額分を設計変更、減らして、それを足すという手法になるのかなと思うのですけれども、今のことを聞いてみると、下水道事業団は、当初のお金は必ずもらって、なおかつプラスしてもらうのだと。入札執行残なんてもってほかだみたいな感じで、設計変更されているように思うのですけれども。

それで、一つだけ確認させてください。そうすると、流量調整槽投入弁の設計変更に係る分というのが、これは町側が管理上必要だからということで、設計変更の申し出をしていると思うのです。ですから、設計変更の申し出をした日だけ教えてください。書類的なものは後から確認できるので、今の議会の中では、日にちだけ教えていただければと思いますので、お願いいたします。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、変更の日付なのですが、2月12日付で正式な変更通知という形をもって進めております。

それから、入札減のことなのですが、町が発注してもそういうことは生じますので……。〔設計変更を申し出した日〕の声あり

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後2時56分休憩

午後3時30分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。  
水道課長。

●水道課長（遠田課長） お時間をとらせてまして申しわけありません。

先ほどの変更の申し出ということなのですが、去年の9月17日、下水道事業団との打ち合わせで、町のほうから、こうしてくれというよりも、こういう状況なのだけれども、大丈夫か検討してくれという、検討の依頼をいたしました。その後、正式に、これは必要だというふうに合意を得たのが、12月10日の下水道事業団との打ち合わせで、こういうことであれば変更の必要がありますねという、町との一定の合意がなされております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 わかったのですけれども、そうすると、通常の建設工事とかでやる申し出とか上申とか承認とか、そういうような設計変更に係るような手続関係というのはないので、こういう協定の場合は、それだけ最後に確認させてください。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 建設工事自体も日本下水道事業団に委託しておりますので、そういう手続自体は、委託元の厚岸町から、運用に当たってこういう心配があるのだがどうかということの合意内容に基づいての変更手続については、下水道事業団のほうでと行うこととなっております。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第14、議案第28号 厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由

と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることにより、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、休業と人事評価が追加され、勤務評定が削除されること及び同法第24条第2項が削られ、同条第6項が第5項に繰り上げられること並びに学校教育法等の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることにより、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることなどから、厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚岸町職員等の旅費に関する条例について、所要改正を行うため制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は、3条立ての構成としております。

第1条は、厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項が追加、削除されることに伴う所要の改正。

第2条は、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の一部改正により、項ずれが生じること及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正。

第3条は、厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正で、第2条と同じく、地方公務員法の一部改正により、項ずれが生じることに伴う所要の改正について、それぞれ規定したものとなっておりますので、ご了承くださいたいと存じます。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第28号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

また、この説明資料のほか、議案第28号参考資料として、このたびの条例改正の根拠となった地方公務員法及び学校教育法の関係条文抜粋による新旧対照表を別に配付しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、説明資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条、厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条の改正は、地方公務員法の一部改正により、同法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、「休業及び人事評価」が追加され、「勤務評定」が削除されるため、人事行政の運営の状況について、任命権者が町長に報告しなければならない事項に、職員の人事評価の状況を第2号として、職員の休業に関する状況を第5号として、それぞれ追加し、第6号の「及び勤務成績の評定」を削るとともに、この二つの号を追加することにより、号番号をそれぞれ繰り下げるものであります。

次に、第2条、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第1条の改正は、地方公務員法の一部改正により、同法第24条第2項が削られ、同条第6項が第5項に繰り上げられることに伴い、本条で引用する法の項番号を改めるものであります。

次ページ、第9条第1項、裏面になります。第9条第1項第2号の改正は、学校教育

法等の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることに伴い、請求に応じて早出・遅出勤務をされることができるよう。育児を行う職員を対象に、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員を加えるものであります。

また、ここで、義務教育学校の前期課程とともに、特別支援学校の小学部を追加しておりますが、この改正理由としては、本年1月29日付の総務省通知を引用しますと、従前は、学齢児童を養育する職員のうち、最も一般的な小学校に就学している子を養育する職員と規定していたため、特別支援学校の小学部を規定していなかったが、今回の改正で、義務教育学校の前期課程を追加するため、特別支援学校の小学部を追加しなければ、特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員が早出・遅出勤務の対象外であると誤解されるおそれがあり、明確化を図る必要性から、特別支援学校の小学部もあわせて追加するものであるとのことであります。

なお、この改正は、本条例の基準となる人事院規則においても同様の改正がされております。

次に、第3条、厚岸町職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。

第1条の改正は、この条例の前条第1条の改正と同様、地方公務員法の一部改正により、同法第24条第2項が削られ、同条第6項が第5項に繰り上げれることに伴い、本条で引用する法の項番号を改めるほか、字句の整理を行うものであります。

議案書22ページをごらんいただきたいと思います。

続いて、附則であります。

第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、ただし書きにより、附則第2項は、公布の日から施行するとするものであります。

第2項は、この条例の経過措置で、この条例の施行日以後の日を、早出・遅出勤務開始日とする第2条の規定による、改正後の厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の規定による請求を行うとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきます、よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 ここで、新しい言葉が出ているので、簡単で結構ですから、解説をお願いしたいのです。

義務教育学校という、ちょっと聞きなれない言葉が出てきていますので、その内容についてお聞かせいただきたい。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 義務教育学校の内容について、私のほうから説明させていただ

きます。

提案理由でも申し上げたとおり、学校教育法が一部改正されます。そこで、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化ということで、義務教育学校が新たに追加されるということで、趣旨と位置づけとしては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校という、そのものの名前を新たな学校の種類として規定するというところでございます。

設置者、設置義務については、国、公立、私立、いずれも設置が可能とされております。

市区町村には、公立小中学校の設置義務がありますけれども、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行とするということも規定されているところでもあります。

目標、修業年限であります。義務教育学校の目的は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことと、これも規定されていると。修業年限については9年と規定されております。この9年のうち6年を前期とする、3年後期として、この課程に区分されるというものだそうです。

設置については、同じ施設、要は、小中学校となっている場合に、同一の施設であっても義務教育学校とできる。また、本町側のように、真竜側もそうですけれども、施設が分かれていても、それを義務教育学校として位置づけをすることができるというふうになっているようです。私の範囲では、この程度です。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今まで、例えば厚岸町でいうならば、町立の厚岸小学校があって厚岸中学校があったけれども、これ一つにしてしまっ、厚岸義務教育学校ということができるといことですね。必ずしも校舎を一つにしなくても。

そうすると、今、私立の学校では、中学校と高校が一緒になったり、小学校と中学校が一緒になったり、事実上しているようなものが結構ありますけれども、そういうようなイメージで、公立の小学校と中学校が全部一緒になったものをつくってもいいということになったと考えればいいのです。これは、小学校と中学校を置いてもいいし、義務教育学校を置いてもいいのです。義務教育学校にしなさいという義務はないわけですね。その点が1点。

それから、今、私立では、有名な進学校なんかは昔からそうなのだけれども、それ以外に、道内でも公立で中高一貫というのが出てきていますよね。そういうものとの関係はどういうふうになるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 今ありました義務教育学校なのですからけれども、小中一貫校ということで、今、管内的にも指定を受けて始めようとしている町村もあります。

それから、中高ということになりますと、今、釧路管内にはありませんけれども、登



別の明日中高等学校かな、登別にある学校が中高の一貫ということであるということは押さえております。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 3 時45分休憩

午後 3 時46分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。  
教育長。

●教育長（富澤教育長） 私たちの押さえの中で、今、課長が話したように、いわゆる設置者の意思の中で、小中一貫学校を、義務教育学校をつくることができるということですから、当然今までどおりの小学校、中学校というふうなつくり方をしているのが、まず、いわゆるノーマルですよね。それ以外に、より有効だと、うちの地域では、こちらのほうが教育するのに適しているというふうに判断したときに、そういう学校をつくることができるという規定ですので、それは、あくまでも地域によっては、中高一貫がこれからでも有効ですというふうな地域であれば、中高一貫をつくることも設置者の中で可能だというふうに僕たちは押さえています。

●議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

●室崎議員 厚岸ではほとんど現実味のない話で申しわけないのですが、中高一貫の私立なんかが結構あるわけです。今までですと、中学校に入るときに私立の学校に進学するわけです、そういう子どもは。今度、小中一貫の義務教育学校なんていうのができたら、そこらでは、退学してそっちのほうに進学するというような手続になるのだろうか。そういう小中一貫があって、中高一貫があって、そして小中高というのがあると、いろいろなものができてきたときに、そのあたりの連携とか連絡とか、それは法的にはもう整備されているのですか、それともその地域で好きにやっているのだから、そのところでやればいいのかということになれば、そのあたりに、はさまに入ってしまった人は、結構、どうなるのというようなことになりかねないのだけれども、そういうものについては、文科省あたりでは、こういうふうにするのだというような図式みたいなものは整理して、ちゃんと来ているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 今の質問ですけれども、基本的に小中一貫の中で、どういう組みかえであります、小学校の前期の部分でいくと6年、後期の部分の3年という部分については、卒業という部分については変わらないのです。だけれども、その中で、

卒業した後と、組み合わせを6・3にするだとか、4・5にするだとかという組み合わせというののできてくるのですけれども、基本的に、小学校卒業、中学校卒業という部分については、基本的に今までと変わらないですし、その後出ていくということについては、問題はないと。

ただ、今ご質問者がおっしゃっている、その途中のときに出ていったときにどうなるのかということについては、今こちらのほうでは、申しわけありません。押さえておられませんので、しばらく調査させていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 第1条のところですが、現行の勤務成績の評定というところから、新しいところでは、人事評価という言葉に変わっています。勤務成績の評定と人事評価ということが違うのか、どういう違いがあるのか、ただの言葉だけの違いなのか、それとも新しく人事評価について、何か制度的なものが導入をされたのかどうかお伺いいたします。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 非常に簡単にお答をさせていただきますけれども、28年4月1日から、これまでは、勤務成績の評定ということで、地方公務員法に定められておりました。それが、このたびの地方公務員法の改正に伴って、地方公務員にも人事評価と、勤務成績の評定にかわって、人事評価というものが新たに規定がされたということで、今、厚岸町でも28年度から運用するべく準備を進めているところでありますけれども、これが法律上で改正がされたものですから、それに合わせた形での今回の改正ということで、実際には、第3条の報告というものは、前年度の状況を任命権者が町長に報告をして、ですから、27年度あればまだ今のまま、勤務成績の評定のままで報告をして、28年度に前年度の状況を町長が公表すると。毎年、広報の11月号で公表していますけれども、ですから、今回の改正に伴って、今度は、28年度の状況を今度は29年度、勤務成績の評定にかえて、人事評価の状況を任命権者が町長のほうに報告をし、町長が29年度にその公表をするという形になります。ですから、これはあくまでも法律の改正に基づいて、このような状況になったと。

人事評価と勤務成績の違いというものは、今ちょっと。ちょっとお時間いただいでいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後3時54分休憩

午後3時56分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） 申しわけありません。お時間をとらせました。

勤務成績の評定と人事評価の違い、幾つか申し上げさせていただきます。法律上の位置づけとしては、人事評価制度については、人事管理の基礎、さらには、給与への反映ということになります。勤務評定の制度につきましては、能率の発揮及び増進の一手段ということで、直接的には、給与への反映というのは人事評価よりも薄いということになります。

手法としては、人事評価が、職務遂行に当たり発揮した能力及び上げた業績を把握して行うということになっております。これまでの勤務評定につきましては、勤務実績を評定するとともに、性格、能力等も示すものということです。

評価者とのコミュニケーション、ここが一番重要ですが、これまでの勤務評定についてはありません。人事評価については、評価者と被評価者が面談をして、目標の共有化、業務上の指導・助言を行うということになっております。

評価結果の開示につきましては、勤務評定については、これまで開示を要してはおりませんでした。人事評価制度については、原則開示というふうになっております。

評価結果の活用であります。先ほどの法律上の位置づけとつながりますけれども、勤務評定制度については、評定は、人事の基礎の一つという位置づけです。人事評価制度については、任用、給与、分限その他の人事管理を人事評価に基づいて行うとされております。これは、あくまでもこのたびの地方公務員法の改正に伴って、このような規定が明記されているということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 今、違いを説明していただきましたけれども、今度これが開示をされるということですよ。

それで、具体的に、まず、評価、5段階評価ということになります。原則として5段階評価というふうに私、把握しているのですが、具体的にどういった開示になるのですか。例えば、あなたはどのランクですよとか、あなたはどのランクですよとか、こういった開示の方法になるのかどうなのか、具体的にその方法を教えていただきたいのと。

あと、評価者に対して苦情も今度は言えるということですよ。それで、実際に評価される方から苦情の何か申し立てがあったと、その場合の対応です。ただそれを聞き放しなのか、それともそれに対して、さらに何らかの対応というのですか、協議・検討というものがされるのかどうなのか、そのあたりについて教えてください。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 開示ですけれども、これは、勤務評定というのは、これまで被評価者に対しての開示をする必要はなかったということです。これを数段階、当然ありますけれども、それが本人に対して開示がされると。その開示をした中で、評価者と被評価者との話し合いなり、協議なり、指導なりということが出てくるということになります。

それと、苦情処理の問題になりますが、当然その評価に対して、自分はこうではなかったというような苦情も出てきますし、ありますけれども、大きな組織になれば相談室というようなものが設けられるだろうと思いますが、厚岸の組織、このような組織ですので、相談室までは設けるつもりはありませんけれども、当然人事担当課が苦情を受け付ける担当課、係になるだろうと思います。

その苦情を受け付けた中で、町としては、人事評価の協議会というものを持ちたいというふうに思っていますので、それにも諮りながら改善に努めていくということになるかと思っています。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 先日あるネットを見ていましたら、人事評価制度が今度導入されるということに対して、どことは言いませんけれども、自治体職員からの声として、すごく不安だと。やはり能力だとか、業績の評価というところで、そこだけで評価をされてしまうと、例えば成果が上げられなかった場合に、自分はきちんと評価をされないのではないかとか、成果主義に陥って、横のつながり、横の連携というのがなくなって、ぎすぎすしてしまうのではないかと、すごく不安だというような、そういった書き込みなんかが見られたのです。役場ですから、普通の一般の民間の業者とは違いますから、そういうことにはつながらないのだろうとは思いますが、このねらいは、一人一人の能力が生かして、実績を上げていくというような、一人一人の能力を見出すというようなことで導入をされたと思いますので、人を評価するというのは物すごく難しいと思いますけれども、職場関係がよくなるというのですか、きちんとネットワークがつくれて、一人一人が能力だとか実績が上げられると、そういったことにつながるような制度にしていただきたいなということを希望しますが、そのあたりはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今回のこの条例改正の中で、そこだけを取り上げられるのはちょっとあれなのですけれども、町長の町政執行方針で町長が述べられているとおり、人事評価制度、今年度から始まるに当たりまして、公平性、客観性、透明性の高い制度運用、当然職員の皆さんの理解というものを得なければなりません。若干、今、作業はおくれていますけれども、職員の主体的な職務遂行、それと自己啓発の促進、職員の人材育成、当然であります。組織の活性化、これが図られるような形で運用してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第15、議案第29号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第29号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

人事院は、昨年8月6日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。

この給与の改定に関する勧告の内容は、平成27年4月に人事院が行った民間給与実態調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。

内閣は、本年1月4日に、勧告どおり実施することを閣議決定し、同日付で法律案を国会に提出、衆議院においては1月14日、参議院においては1月20日に可決されております。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、それぞれ0.10月分引き上げるため制定するものであります。

なお、この改定の内容については、去る2月12日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付で、この内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は4条立ての構成としております。

第1条と第2条が、共通見出しで、いずれも、特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正。

第3条と第4条が、共通見出しで、いずれも、厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第2項の規定により、なお、その効力を有するものとされる旧教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正となっておりますので、ご了承くださいたいと存じます。

続いて、別に配付しております議案第29号参考資料をごらん願います。

この条例の第3条、今、上程をいただきました条例の第3条と第4条につきましては、参考資料にあるとおり、昨年3月に、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の全部を改正し、題名が、厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に、条文が、教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職の職員の例によるの1項のみに改められておりますが、改正後の条例附則第2項、この参考資料の不足の第2項でありますけれども、第2項において、条例の施行の際、現に在職する教育長、つまり、現教育長の教育委員会の委員としての任期中においては、改正後の条例の規定は適用せず、改正前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有するとの規定があるため、今も効力が存続している旧条例の規定を改めるものであることをご理解いただきたいと思えます。

条例の改正内容につきましては、別に配付しております議案第29号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料をごらんいただきたいと思えます。

初めに、第1条、特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正であります。

町長及び副町長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、12月の支給割合について、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めものであります。

次に、第2条、第1条と同じ、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条と同じく、町長及び副町長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、6月の支給割合について、「100分の197.5」を100分の5引き上げ「100分の202.5」に、12月の支給割合について、第1条で改正をした「100分の222.5」を100分の5引き下げ「100分の217.5」に改めるものであります。

次ページ、第3条、厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であります。

旧教育長の給与及び勤務時間等に関する条例において、教育長の期末手当の支給割合を規定していた第5条第2項中、12月の支給割合について、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めるものであります。

次に、第4条、第3条と同じ、厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例、附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正であります。

第3条と同じく、旧教育長の給与及び勤務時間等に関する条例において、教育長の期末手当の支給割合を規定していた第5条第2項中、6月の支給割合について、「100分の197.5」を100分の5引き上げ「100分の202.5」に、12月の支給割合について、第3条で

改正した「100分の222.5」を100分の5引き下げ「100分の217.5」に改めるものであります。

また、このたびの改正により、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間の支給割合は、「100分の410」から「100分の420」となります。

議案書24ページをごらんいただきたいと思います。

附則であります。

第1項は、この条例の施行日で、この条例は、公布の日から施行することし、ただし書きにより、第2条と第4条の規定は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、第1条の規定による、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による、改正後の厚岸町教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第2項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、平成27年12月の期末手当の支給の基準日である平成27年12月1日から適用するとするもので、平成27年12月の期末手当の引き上げ改定分を遡及した上、本年度中にその差額を支給することとするものであります。

なお、これらの改正による影響額は、本年12月支給分の期末手当の引き上げ改定により、合計で24万2,420円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第16、議案第30号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
総務課長。
- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町議会議員の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、さきの議案第29号で説明したとおり、昨年8月の人事院の勧告における官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち、期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.10月分引き上げるため制定するものであります。

また、この改定内容については、さきの議案第29号と同様、去る2月12日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付で、この内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条立ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条は、平成27年12月の期末手当の支給割合の改正。

第2条は、平成28年以後の6月と12月の期末手当の支給割合の改正を、それぞれ規定したものとなっておりますので、ご了知いただきたいと存じます。

なお、これから行う条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第30号説明資料の新旧対照表については、参考として、あわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書25ページをごらんください。

初めに、第1条であります。議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めるものであります。

次に、第2条であります。第1条と同じく、議長以下議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、6月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合「100分の197.5」を100の5引き上げ「100分の202.5」に、この条例の第1条で改正した、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合「100分の222.5」を100の5引き下げ「100分の217.5」に改めるものであります。

また、このたびの改正により、議長以下議員に支給される期末手当の年間の支給割合は、「100分の410」から「100分の420」となるものでございます。

次に、附則であります。

第1項は、この条例の施行日で、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし書きにより、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行とするものであります。

第2項は、第1条の規定による、改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成27年12月の期末手当の支給の基準日である平成27年12月1日から適用とするもので、平成27年12月の期末手当の引き上げ改定分を遡及した上、本年度中のその差額を支給することとするものであります。

この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額では26万1,700円の総額となるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいた



します。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第17、議案第31号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
総務課長。
- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第31号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、さきの議案第29号で説明いたしました、昨年8月の人事院の勧告における、昨年4月に人事院が行った民間給与実態調査に基づき、官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち、国家公務員の俸給表及び期末手当、勤勉手当の支給割合の引き上げ改定の内容に準じて、厚岸町職員の給料表及び給料月額並びに期末手当、勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げ改定すること並びに平成28年4月1日から施行される地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律における、地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、同法第25条第4項において、給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならないこととするとともに、その運用について、議会審議等を通じて、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、同法同条第3項及び第4項において、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例に規定することとされたこと及びさきの議案第28号で説明したとおり、同法第24条第2項が削られ、同条第6項が第5項に繰り上げられることから、職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の改正を行うため制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は4条立ての構成とし、第1条と第2条が職員の給与に関する条例の一部改正、第3条と第4条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としております。

なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第31号説明資料の新旧対照表により説明いたします。

また、この説明資料のほか、議案第31号参考資料として、このたびの条例改正の根拠となっている地方公務員法の関係条文抜粋による新旧対照表を別に配付しておりますので、あわせてご参照していただきたいと思っております。

それでは、恐れ入りますが、説明資料の1ページをごらん願います。

第1条、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

初めに、第2条第1項の改正は、職員の給与の種類に、昨年4月1日から支給している管理職員特別勤務手当を加えるものであります。

次に、第4条の3第1項の改正は、再任用職員の給料月額を引き上げ改定で、現行の「21万2,900円」を1,100円引き上げ「21万4,000円」に改めるものであります。

次に、第16条の6第2項の改正は、勤勉手当の額の算出に当たり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、第1号の再任用職員以外の職員の割合を、6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま、12月の割合を100分の10引き上げ、「100分の85」に、次ページ、第2号の再任用職員の割合を、第1号と同様に、6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま、12月の割合を100分の5引き上げ「100分の40」とするものであります。

また、この改正により、期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、再任用職員以外の職員、いわゆる一般職員が「100分の410」から「100分の420」、再任用職員が「100分の215」から「100分の220」となります。

次に、第22条第2項の改正は、嘱託職員に支給する勤勉手当の額の算出に当たり、勤勉手当基礎額に乗じる割合を改めるもので、第16条の6第2項と同様に、6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま、12月の割合を100分の10引き上げ「100分の67.5」とするものであります。

また、この改正により、嘱託職員の期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、「100分の301」から「100分の311」となります。

次に、附則第13項の改正は、55歳を超える職員のうち、一般給料表または医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級であるもの、いわゆる課長相当職であるものの勤勉手当の減額率を改めるもので、6月と12月に支給する場合に区分し、6月の減額率を現行のまま、本年度中に支給する予定の昨年12月の勤勉手当に限り、その支給割合を100分の10引き上げることに伴う調整のため、12月の減額率を「100分の1.125」から「100分の1.275」に引き上げ改定するものであります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表及び別表第4の嘱託職員給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙、給料表の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

1ページから6ページにかけて、別表第1の一般給料表、6ページから12ページにか

けて、別表第2の医療職給料表、12ページから14ページにかけて、別表第4の嘱託職員給料表となっております。

給料表の改定については、前段で申し上げたとおり、人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて制定、施行された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としており、別表第1の一般給料表が1,100円の引き上げを基本に、初任給及び若年層の給料月額を最高で2,500円引き上げ、別表第2の医療職給料表が、同じく1,100円の引き上げを基本に、初任給及び若年層の給料月額を最高で3,000円引き上げ、別表第4の嘱託職員給料表が、これも同じく1,100円の引き上げを基本に、初任給及び若年層の給料月額を最高で2,500円引き上げております。

この改定による引き上げ率は、一般給料表、企業職給料表ともに、平均で約0.45%、医療職給料表が平均で約0.47%、嘱託職員給料表が平均で約0.67%となります。

恐れ入りますが、給料表以外の新旧対照表の3ページにお戻りいただきたいと思いません。

続いて、第2条、第1条と同じ、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1条は、地方公務員法の一部改正により、同法第24条第2項が削られ、同条第6項が第5項に繰り上げられることに伴い、本条で引用する法の項番号を改めるとともに、地方知事法の統一番号を整理し、字句を整理するため、条の全部を改正するものであります。

第3条第2項を削る改正及び新たに第3条の2を追加する改正は、冒頭で申し上げたとおり、地方公務員法の一部改正により、同法第25条第3項において、等級別基準職務表が、給与に関する条例の規定事項として定められたことにより、これまで級別職務分類表として規則で定めるとしていた第3条第2項を削るとともに、等級別基準職務表に関する規定を第3条の2として新たに追加するものであります。

また、等級別基準職務表については、新たに追加する別表第5で規定しております。

恐れ入りますが、5ページをごらん願います。

アが一般給料表、次ページのイが医療職給料表、さらに、次ページのウが医師給料表に係る等級別基準職務表となっております。各表ともに左が等級、右が基準となる職務を定めております。

なお、各表ごとの詳細な内容の説明は省略させていただきますが、この別表については、現在、厚岸町職員の初任給、昇格・昇級等の基準に関する規則で規定している級別職務分類表及び現在在職している厚岸町職員の職務を基本に定めものであります。

また、改正後の地方公務員法第58条の3では、この等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付の運用に係る地方公共団体の説明責任を評価し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数公表することとされていることから、本町においても、同法第58条の2に基づき、毎年行っている人事行政の運営等の状況の公表と同様、これを広報あつけしに掲載し、広く町民に対して周知する予定であります。

3ページに戻り、第16条の6第2項の改正は、この条例の第1条で改正した勤勉手当の支給割合を、本年6月以後に支給する割合に改めるもので、第1号の再任用職員以外の職員の割合を、6月と12月に支給する場合の区分を改め、100分の80に、第2号の再任

用職員の割合を、第1号と同様に、6月と12月に支給する場合の区分を改め、100分の37.5とするものであります。

次ページ、第22条第2項の改正は、第16条の6第2項の改正と同様、この条例の第1条で改正した嘱託職員の勤勉手当の支給割合を、本年6月1日以後に支給する割合に改めもので、6月と12月に支給する場合の区分を改め、100分の62.5とするものであります。

なお、この改正による期末・勤勉手当を合わせた年間の支給割合は、いずれの職員もこの条例の第1条で改正した割合と、それぞれ同じ割合となるものであります。

次に、附則第13項の改正は、この条例の第1条で改正した55歳を超える職員のうち、一般給料表または医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級であるもの、つまり、課長相当職であるものの勤勉手当の減額率を改めもので、本年6月以後に支給する勤勉手当の割合を100分の80とすることに伴う調整のため、その減額率を100分の1.2とするものであります。

なお、これまで申しあげました給与に関する改定の内容については、去る2月5日に、厚岸町職員組合に申し入れをし、同月15日に、これを承諾するとの回答を得ているところであります。

続いて、7ページから10ページにかけての第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。本条例に規定のない嘱託職員の勤勉手当に関する部分、嘱託職員給料表及び改正規定の条項番号が異なるほか、改正の内容が、これまで説明いたしました第1条及び第2条の職員の給与に関する条例の一部改正とほぼ同様でありますので、説明は省略とさせていただきます。

説明資料別紙の14ページから最終ページにかけての企業職給料表についても、現行、改正案ともに一般給料表と全く同じ内容となっております。

また、この条例の第2条の規定による等級別基準職務表は、さきに申しあげた総務省通知において、企業職員については、一般職員に準じるものの、給与の種類及び基準を定める条例に基づく規則等で定めることとされていることから、本条例ではなく、規則に定める予定であります。

なお、等級及び職制上の段階ごとの職員の数の公表については、一般職員と同様の措置を講じることが適当であるとされていることから、本町においては、一般職員とあわせて、これを公表する予定であります。

続いて、この条例の附則であります。

議案書42ページをごらん願います。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし書きにより、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行とするものであります。

附則第2項は、第1条の規定による、改正後の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による、改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用とするとするもので、端的に申しあげますと、第1条及び第3条の規定による給料表及び給料月額並びに勤勉手当の引き上げ改定については、平成27年4月1日に遡及して実施することを定めております。

次ページ、附則第3項は、給与の内払いの規定で、この条例の第1条及び第3条の規

定により、引き上げ改定した給料及び勤勉手当について、平成27年4月1日遡及により、前年4月から本年2月までの11カ月分の給料、当該給料の引き上げに伴う、昨年6月の期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当及び管理職手当並びに昨年12月の期末手当、勤勉手当の支給に当たっては、これまで改定前の額で支給した分を内払いとみなし、この内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

附則第4項は、規則への委任規定であります。

これらの改定に伴う影響額については、企業会計を含めた全会計で、給料表の引き上げ改定により、給与の増額分が約240万7,000円、管理職手当の増額分が約16万8,000円、期末手当、勤勉手当の増額分が、給料引き上げに伴う昨年6月の期末手当、勤勉手当と、昨年12月の勤勉手当の支給割合の引き上げ改定分を合わせて約1,060万4,000円で、総額では約1,317万9,000円と試算しております。

また、これら給与の増額に伴う共済費等への影響額は約304万3,000円と試算しております。

なお、今申し上げた影響額は、いずれも嘱託職員を含めた額であることを申し添えます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第18、議案第32号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、平成28年度に厚岸町に置く予定の地域おこし協力隊員を、地方自治法第203条の2第1項に規定する非常勤の職員、いわゆる非常勤の特別職として委嘱し、報酬を月額で支給することとしていることから、その支給する月額にあわせ、別表第10で規定している、その他の非常勤の特別職の月額の報酬限度額を改めようとするものであります。

この地域おこし協力隊は、平成21年3月31日に国が制定した地域おこし協力隊推進要綱に基づき、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、3大都市圏などの都市地域の人材を誘致し、その活動とその後の定住・定着により、地域力の維持強化を図り、その活動経費に対して特別交付税措置を講じる制度であります。

平成26年度には、都道府県で7府県、市町村では437市町村、合わせて444の地方公共団体で1,511名の隊員が地域おこしの支援や農林水産業地域など、地域の実情に応じた多様な活動を行っており、これまで各地で任用された隊員の約6割がその地域に定住している実態もあります。

このため、本町においても、現在、策定中の厚岸町未来創生総合戦略にこの制度を位置づけ、観光振興に資する活動を手始めに、交流人口の増加や移住促進などにつなげていけるよう、来年度から地域おこし協力隊を活用してまいりたいと考えております。

隊員の任用については、他の多くの自治体でも、隊員の自発的で活発な活動を促すために、非常勤の特別職として委嘱していることから、本町においても隊員の活動の自由度を高めるため、他の自治体同様、非常勤の特別職として委嘱する予定であります。

また、報酬額については、これまで多くの自治体が月額20万円程度としておりますが、さきにご説明したように、地域おこし協力隊を活用する自治体がふえ、隊員の獲得も難しくなってきた現状と、近年、企業のベースアップが続き、都市部企業の給与水準が上昇し、かつ新規・中途採用数が増加傾向にある現状から、他自治体との差別化を図り、有能な人材を確保できるよう月額25万円を支給することとしております。

なお、総合戦略素案では、平成31年度までに地域おこし協力隊員を10人委嘱することを目標としており、平成28年度は、9月をめどに2人の隊員を委嘱することを予定して、報酬を含む活動経費782万9,000円と、老朽化により活用予定のない教員住宅2戸を協力隊用住宅とするための改修費2,078万2,000円の関連予算案を本定例会へ提出していることを申し添えます。

次に、条例の改正内容について申し上げます。

別に配付しております議案第32号説明資料の新旧対照表をごらんください。

別表第1、その他の非常勤の特別職の職員の部中、月額の報酬額「10万円以下」を「25万円以下」に改めるものであります。

次に、附則であります。

議案43ページをごらん願います。

この条例の施行日であります。この条例は、平成28年4月1日から施行するとのであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 まず、地域おこし協力隊ということで、一通りの説明が今あったのですが、いま一つイメージが湧かないのです。どういうところからどういう人を連れてくるのか、例えば公募をするとかにしても、どのような条件というのか、こういうことをやってください。ここにずっと書いているのは、物すごく広いのですね、今の説明。そうすると、広いということは、広くなればなるほどイメージができないのです。どんな人に何をやらしてもらおうとしているのか。そして、片一方では、あちこちでやっているから、もう有能な人がなかなかいないので、連れてくるのが大変だというようなことも言っているのだけれども、当然、こういうことを言うからには、具体的なものが立案者としてはあると思うので、そのあたり、もう少し具体的な説明をしていただきたい。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 参考資料として、地域おこし協力隊推進要綱、これは国が定めたものでございますが、配付させていただいております。

この中で、趣旨として記載されておりますが、都市部の住民を地方に移住させようというのが基本的な考えでございます。これは、地方創生の考え方もそんな流れでございまして、都市部に人口が集中されて、地方が疲弊していくという状況、これを少しでも緩和しようということです。地方では、人材が流出しているだろうということで、それを補うというのが趣旨でございます。

基本的に、そういった都市部に現在住んでいる若者を地方にまずは移住させよう。その手始めに、地域おこし協力隊員として、非常勤の特別職として委嘱して、その地域で活動してもらって、協力隊員は、資料にも書いておりますが、おおむね1年以上3年以下の期間を活動期間として定めなさいということになっています。

それで、その地域における、要綱では、こういう表現になってはいますが、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事するものという位置づけになっています。

それで、厚岸町のほうでも、どのような活動にということで、今、規則案も配付させていただいておりますが、協力隊は、次に掲げる活動を行うものとするということで、農林水産業等の産業の振興に関する活動、地域資源、観光、特産品の活用及び振興に関する活動、地域の行事及び活性化に関する活動、地域の情報発信に関する活動、地域間交流及び移住・定住促進に関する活動、地域の課題やニーズの解決に向けた活動などとさせていただきます。多く掲げているのは、今、総合戦略の中で、10名をこの5年間で採用したいということですので、幅広く活動できるように規定させていただきたいという考え方でございます。

その活動期間の間に、その方が、例えば厚岸町で定住していただくための職を探すとか、それから、自分で何か起業するだとか、それから、ある企業に就職するだとか、職を見つけていただいて、そこに定住していただくということでございます。そうしてい

ただ人材を都市部から、特に首都圏を想定していますが、そこに住んでいる方をお呼びしたいという考え方でございます。

それで、国では、これに当たって、財政措置というのをすることになってございます。これは、隊員1人当たり年間400万円、3年間までは国で、特別交付税措置するということで、この制度を活用して、全国で、地域おこし協力隊というのを委嘱して、活動が今、活発化してきている状況にあるということでございます。

厚岸町は、来年度2人採用するというので、予算案のほうに設けさせていただいていますが、今、想定しているのは、主な活動として、味覚ターミナルコンキリエの2階の喫茶コーナーが今、活用されていないということで、ここの活用を何とかしたいと考えております。人材がなかなか集まらない、募集しても集まらないということですから、この地域おこし協力隊の制度を活用して、首都圏からお呼びして、その主な活動の場にさせていただいて、あそこの活用方法だとか、それから、実際にそこで試しにいろいろな活動をしてもらって、試すというのですか、どういうことが利用者にとって受けるかどうなのかというのを、活動を通じてやっていただきたいこととございます。

それともう一つは、厚岸町は、体験観光、例えば今やっているのはのアザラシウォッチング、それからカヌー体験、それからアサリ堀り体験、これなかなか評判がいいと。体験した方にとっては非常に評価が高いものでございます。今、体験メニューというのが求められている時代でもあります。

ただし、厚岸町においては、今それに対応する資格者が少ないということです。コンキリエにも1人、前に緊急雇用で採用した方が、緊急雇用時に資格を取得して、今活動しているのですが、1人では非常に活動が十分に行えない実態もあります。ですから、もう1人そういう方を委嘱して、その資格を取って、もしくは持っている方が来ていただけるかもわかりません。そういう方を使って、もっと体験メニューの開発も含めてやっていただけないかなということを想定しております。

それと、この方々は、いろいろな情報発信をしていただきたいと。自分が厚岸町でどんな活動をしているのか、ネット上に日誌形式で、日々どんなことをやっているか、例えば、厚岸町、こんないいところを見つけたとか、そういう情報発信も担っていただきたいなと考えています。

夢はどんどん広がるのですが、例えば外国人対応のために、1人ぐらいは英語ができる人がいればと、欲張った考えもあるのですけれども、何せ月額25万円ということで、ほかの町よりはちょっとアップした額で提案させていただいていますが、年収にすると300万円です。役場の職員でいうと大卒、3年目過ぎたあたりが、大体300万円という形になります。今、結婚を考えるに当たっての年収の基準というのですか、それが大体300万円を超えないと結婚に踏み切れないという調査もあるようでございまして、そのあたりをにらんで、300万円というのを設定させていただきました。

それから、住宅については、これはほかの町もそうなのですけれども、来ていただくに当たっては、住まいが大事であるということで、住宅を用意させていただくと。余り高い報酬でないかわりに住宅は無料にさせていただいて、自由な活動してもらうために、あとは、リースの車両になりますけれども、車を使っただとか、パソコンを使っただとか、そういう経費も特別交付税の対象になります。そういったものをで



きるだけ経験や、やりたいことに対しては自由に活動していただいて、今後に活かしていただければと思っています。

それで、最後に、職です。もしそのときの状況がよろしければ、コンキリエの正社員として採用していただければ、これは、何も経験なくて採用するよりは、活動して、この人だったらずっとやっていただけるなどということも、その活動の間でだんだんわかってくると思います。活動している人も、ここでなら仕事をやっていきたいな、厚岸町に住んでいきたいなと思っていただければ、相思相愛の関係になりますから、これが理想の形で今想定しているということでございます。全部言い切れないということもあろうかと思いますが、とりあえず今考えていることを述べさせていただきました。

募集方法は、最初は、予算案を可決された後に、ネット上で募集を呼びかけたいと思います。それで応募された例もあると聞きます。ただし、それが全てではないということで、実は、制度的にかなり熟度が高まってきていますので、移住・定住を統括するところが、合同募集会というのがありますので、もし第1回目の募集に応募がなければ、次の手段として、合同募集会、北海道が主催して首都圏でやるのもあります。それからJOINという、移住・定住を促進するための一般社団法人の活動もあります。そこで、首都圏で募集説明会に出向いて募集をかけるだとか、そういうことも次の策としては考えてございます。あとは、その人の経験だとか、そういうものをにらんで、書類選考して、ある一定の人数が固まったら、こちらから出向いて行って面接をさせていただく。その後は、絞り込んで、こういう町なのですけれどもということ、来ていただいて、こちらでも面接ということも想定しております。

いずれにしても、多分働いている人が応募したい、厚岸に来たいという方がいる可能性もあるのです。そうすると、今、勤めている会社をやめるということになりますから、そのタイミングもあるのかなと思います。今の段階では、早いタイミングで9月からの採用ということ想定して、今、28年度はとりあえず考えているところであります。29年度以降は、この活動の領域を1次産業だとか、いろいろと必要としているところが町内にはたくさんあると思いますので、そういった活動を広げて行って、隊員数をふやしていきたい、定住につなげていきたいというところで考えているということでございます。

●議長（佐藤議員） 少しお待ちください。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第32号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 夢は大きく広がるということだと思っておりますが、ただ、人を集める。人は来るのです。有能な人を集めるというのは非常に難しいことです。よく大きな官庁が広域異動というのをやります。通常は、ある一定の範囲の中でもって動いているのだけれども、そこから1人とか2人とかを広域でもって出して、全道とか全国で動くというのがよくあります。そういうときには、よく聞く話は、この人はみんな困っているという人

をのしつけて出すのだというのです。

今、不景気だと、就職先がない。今、何というのだったかな、昔は職安と言ったハローワーク、窓口は込みに込んでいると言います。それで、企業を経営している人が求人を出します。まずは電話くださいと言います。電話かけてきたうちの9割は、電話を聞いただけでもって、とてもじゃないが雇う気にならないというような対応をする人がかけてくるという。

優秀な人は、それぞれの企業が放さないのです。優秀でない人が、えてしてリストラの対象になっていくということは、悲しいことだけど現実としてはあるようです。全てがそうだとはいもちろん言いませんが。

そうすると、都会にいる若者、この場合には恐らく若者をねらっているのだろうと思うのだけれども、都会にいる若者が、厚岸でもって25万円出すから行ってみようと言った中に優秀な人間が、こっちがイメージしているような優秀な人間だけが来るとは到底思えません。そうすると最悪のパターンは1年か2年、箸にも棒にもかからないようなのが来て、もらうものだけもらってぱっといなくなってしまうというようなことにもなりかねない。国のこういう制度を出すときには、何にでも使えるように、沖縄の村も厚岸町に使えるように書きますから、いろいろなことが書いてあって、結局何が何だかわからない。それをそのまま引き写したような話をしていたのでは、いい人材は絶対につかめない。

シャープに焦点を合わせて、今回は1回目として2名、コンキリエで、一つは、今の喫茶店部分というのですか、そのところを使って、うまくいろいろなことをやるようなことができる人を、もう1人は、いろいろなイベントというのか、そういうもののリーダーになる人とおっしゃっていたので、焦点をぎゅっと絞って、そのためにはこういう仕掛けも必要だというようなことがあるでしょう。そういうものが持っているか、あるいはすぐ取れるかだけの人間でなければだめですよ。簡単な英会話ぐらいの能力は持っていますかと。パソコンは常にいじって、厚岸というところの情報発信ができますかと、そういうやはり条件をきちんとつけて、こういう人間でなければ厚岸町は必要としないということを明確にしないと、何が入ってくるかわからないということです。それではないければ、これは仕方がないということでしょうね。そのぐらいの腹くくってやらないと、来てみたは、役に立たなかつたわ。国からの交付金もあるから厚岸に実害はなかつたわでは意味がないので、そのあたりは十分にシャープにやっていただきたい。それから、こちらでも十分人物を見るだけの用意をしていただきたい。それは強くお願いしておきます。

それから、今、建物については厚岸町で自前で用意するようなお話がありましたけれども、そのほうがいいのか、今、民間のアパートだとかも随分出てきていますので、そういう家賃補償でもってやる方法がいいのか、そのあたりは一考の余地があるのではないかというような気もいたしますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 隊員の委嘱に当たっては、ご質問者おっしゃられる

ことは我々も想定しております。なかなか難しい問題だろうなというふうに思います。そのあたりは、その方の適正、能力、それからやる気、動機、さまざまなものを確認させていただきながら、どの方に委嘱するかということ判断させていただきたいと思います。

それと、制度上3年というお話させていただきましたが、非常勤特別職ですので、一応9月に採用した場合は3月までということになります。これは、更新が可能だという制度なのですが、その段階で、ちょっと我々が想定している活動内容に至っていないとか、そういう判断もするタイミングが年に1回は来るかなと思います。ただし、我々も見知らぬ土地に来る方を、何か試すような感じで接すると、また、その人も変なことを感じる場合もあるかなと思いますので、できるだけ応援する姿勢は持ち続けたいと思っています。全てパーフェクトな人が、このくらいの年報酬で来ていただけるというのは余りにも虫がよ過ぎるかなという側面はあるのかなと思いますし、その辺は状況に応じて考えていきたいと思っています。ご質問者おっしゃるとおりだと思います。

それと、住宅の関係なのですが、今、町内に教員住宅がかなり使われなくて残っている住宅があります。これは今までの議会論議の中でも明らかになってきております。それで、教育委員会としてももう全く使わない。だけれども、改修すれば使えるという住宅があるわけです。使わない場合は解体しなければなりません。実は解体する経費も、これはばかにならない数字でして、今、想定しているのは、住の江町の病院裏側に、一段と二段と表現すればわかっていただけるでしょうか、あそこにある教員住宅なのですが、あれは古いのですけれども、ブロックづくりということで、木造でないものですから、躯体はしっかりしているということで、1戸当たり1,000万円と言えれば高いと思われるでしょうけれども、町で発注して新築すれば一千七、八百万円ぐらいの数字になると思います。それを解体費に200万円以上かかる。それをやめて、1,000万円ぐらいで改修すれば最低でもあと20年は使えると建築の専門家のほうも見立てしていただいていますので、その方向性でやらせていただけないかなと考えているところです。

それ以外の住宅も今、あと、全体で10人という想定していますから、使える住宅は、今、想定していますけれども、どのような改修で使えるとか、そういったことも準じて検討してまいりたいと考えているところです。民間アパートは、年度の途中だとか採用したときにすぐ、あいているとも限らないものですから、そこはちょっとリスクが大きいかと思いますけれども、念のため、それは考えていないわけではなかったのですけれども、ちょっと両にらみのところもあります。この辺は、初年度ですので、うまくいく方法を、体制をとらせていただけないかなと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 それともう一つ、今、イメージとしては、厚岸ってどこなの、あつけ市なの厚岸町なのというような人が来ることを前提にしているような気がする。ただ、Iターンとか、今のはIターンということになるのかな。Jターン、高校を出て厚岸を出て行って、若いうちは都会に憧れますよ、私も憧れた。だけれども、何年か暮らせば、やっぱりどこも同じで、どこも同じなら自分の故郷で暮らしたいという人はたくさんいるので

すけれども、就職先がなければ帰ってこれない。こういう人たちが帰ってこれる町をつくるというのも非常に大事なことですよね。そういうようなものの一つのきっかけにも、こういうものはなるんじゃないかと。厚岸が見知らぬ町で、見知らぬ町に行ってひとつやってみよう、こういう人も大いに結構ですが、と同時に、そういうものがあるんだったら、自分の生まれ故郷に帰って力を振りたいなというような人にも、この情報がうまく伝わるようなことも考えていただきたいなと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられる状況は、現実にあるようです。そういったことを押さえた上でのご質問でありますけれども、国のある機関の調査では、地方から都会に出て就職してみたものの、やっぱり都会より地方暮らしのほうがいいと、暮らし方ですね、暮らしのほうがいいという方もいるということで、この制度も生まれたと聞いています。それから、職自体も合わないという方もいらっしゃって、就職してから3年以内の離職率というのも最近は高くなってきているという現状もあるようです。新規採用の就職率も高いのですけれども、離職率も依然としてあるということです。それは、働き方の多様性というのもあって、転職も盛んになってきているからかもしれませんけれども、おっしゃられたように、地方に帰ってきたいという人をもっと、厚岸町はいい町だということを知らしめて、そういう方々を呼ぶ込む呼び水に、これもなっていければいいかなと思いますし、そういうことを広げていけるような活用方法を検討してまいりたいと思います。

（「ちょっと趣旨が違うんで、食い違えている」の声あり）

●議長（佐藤議員） 答弁ですか。  
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 済みません。そういった中に厚岸町の出身者だとか、そういう方もいるのではないかというお話もありました。そういう方にも情報というのは行き渡るような工夫というのも大事なかなと思いますし、広く呼びかけさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。  
5番、竹田議員。

●竹田議員 これ、とりあえず32号、議会で通ったときに、PR活動というのはいつされるのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 予算案可決していただきましたら、この後から早速いろいろな手続に入りたいと考えております。速やかに、まずは募集するに当たってのホームページの公開だとか、そういうことに入りたいと思いますので、年度入りしましたらすぐということになろうかと思えます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 時期的には、ホームページに実際に載るといふ日付はどのくらいになりますか。というのは、6番議員が言うとおりに、僕もいろいろ危惧されるのですけれども、いい人材というのは、もう既に4月になるので、いい人はいいところに行ってしまうというのは当然だと思ふのです。それを9月にというふうに、おおむね考えていることであれば、本当に人材をつかむというのは難しい。であるならば、告知を、PRを早目に早目にする事によって、いい人材をつかむチャンスというのは広がると思ふのです。ですから、なるべく1日も早く活動に移ったほうがいいと思ふのです。ですから、時期、いつころというのは、目標があるならば教えてもらいたい。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今の予定でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたが、可決後に速やかにそういった準備をさせていただいて、とりあえずの応募の締め切りを5月にさせていただきたいというのが、第1回目の想定でございます。これでいい人材が集まるかどうかというのはまた別でございますので、それは次の手として、合同説明会だとか、そういった方面で当たっていきたいと思えます。

これは、確かに4月、新規採用の場合はそういった手順だとか、いろいろな企業の採用というのは、そういう状況の中で生まれると思いますが、ご質問者の言われるとおりに、なかなか集まりにくい時期ではないかなと思えます。ただ、とりあえずほかの町の例も、情報もいただくと、そういうやり方で、今、企業で就職されている方、何年かたっている方が、ちょうどそういうところで、行きたいと思っていたのだという方があらわれたというところもあるものですから、まずそういうやり方をやってみたいと思っております。

それから、次年度以降は、もう少し早目に募集の手続に入らせていただけないかと思えます。今、町の臨時職員の募集についても、2月だとか、そういう時期に公募させていただいておりますけれども、あくまでもそれは予定者と、議会の可決があつて初めて予算執行できるわけですから、予定者ということで募集させていただいております。そういうやり方も次年度以降はとらせていただいて、早く募集をかけさせていただければなど思っているところでございます。その辺も加味しながら、スムーズにいくように考えていきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。  
よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後 5 時35分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年3月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員